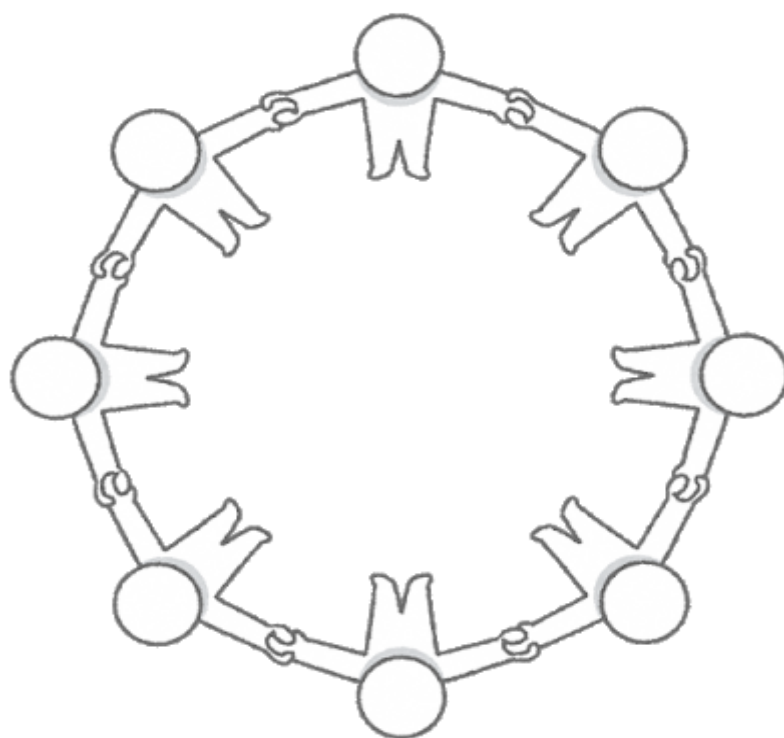


# いしかわ男女共同参画プラン

(平成26年度改定)

(令和元年度一部見直し)

ともに認め合い、支え合う社会へ



令和2年3月

石川町



はじめに

## ともに認め合い、支え合う社会へ



男女共同参画社会の実現は、平成11年、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定された男女共同参画基本法に基づき、国、県において、男女共同参画プランを策定し、各種施策が進められました。

国においては、平成27年12月、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化に視点をおいた第4次男女共同参画基本計画を策定しました。福島県では、平成28年度に、ふくしま男女共同参画プランを改定しました。計画推進の視点として、人権の尊重と男女平等の実現、女性の能力発揮と環境整備、ジェンダーの視点との反映と多様な価値の尊重を掲げ、計画の推進を令和2年度までとしています。

石川町においても、平成16年3月「いしかわ男女共同参画プラン」を策定、その後平成27年2月に「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）ともに認め合い、支え合う社会へ」を策定しました。

この間、社会を取り巻く環境は、人口減少とそれに伴う就業者の減少や消費市場の縮小、地域コミュニティの持続可能性の危機、女性の活躍、意思決定過程における女性の参画の必要性、長時間労働の是正、男性の育児参加など急激に変化し、それらに対する適切な施策が求められています。

石川町では、令和元年度にアンケート調査を実施し、後期の実現可能な取り組みに向けて「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）ともに認め合い、支え合う社会へ」の見直しを図りました。前期5年間は、意識改革を中心に実施してきましたが、後期5年間は、積極的に事業を推進し、石川町の男女共同参画社会の実現のため取り組みを進めて参ります。

最後に、計画の見直しにあたり、貴重な提言をいただきました「石川町男女共同参画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

石川町長 塩田 金次郎

# 目 次

<b>第1章 プランの基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
1 改定の趣旨 . . . . .	2
2 プランの性格と位置づけ . . . . .	4
3 計画期間 . . . . .	4
<b>第2章 石川町の現状</b> . . . . .	<b>5</b>
1 町民アンケートより . . . . .	6
2 石川町男女共同参画推進委員からの提言 . . . . .	18
<b>第3章 プランの内容</b> . . . . .	<b>25</b>
1 基本理念 . . . . .	26
2 プランの体系と具体的内容 . . . . .	27
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革 . . . . .	28
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進 . . . . .	31
基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進 . . . . .	36

第4章 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

1 男女共同参画に関するアンケート結果・・・・・・・・・・・・ 40

2 石川町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

3 石川町男女共同参画推進委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 60

4 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則・・・・・・・・・・・・ 61

5 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

6 男女共同参画の国内外の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

7 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

※本文中の二重下線は、用語解説に解説が記載されています。



# 第1章

## プランの基本的な考え方

- 1 改定の趣旨
- 2 プランの性格と位置づけ
- 3 計画期間

## 第1章 プランの基本的な考え方

### 1. 改定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

平成12年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな男女共同参画社会の形成を期することとしました。

石川町では平成13年3月策定の「石川町第4次総合計画 - キララ21プラン -」で男女共同参画推進のために「町民意識の啓発」「社会環境の整備」「男女共同参画プランの策定」を掲げ、平成16年3月に「石川町男女共同参画推進条例」を制定し、同年4月から「いしかわ男女共同参画プラン」による施策を推進してまいりました。

しかしながら、家庭や職場、地域社会などでは、性別による役割を固定的に捉える意識や、これに基づく慣習やしきたりは依然として根強く、男女共同参画社会の実現に向けては、多くの課題が残されていると考えられます。

このような状況を踏まえ、男性、女性にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、既存の課題や社会の変化に対応した「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）」を策定しました。

10年間の計画期間の中期に前期5年間の進捗状況を検証し、後期5年間の実現的な施策への取り組みについて検討し、プランの見直しを図りました。



男女共同参画社会って何だろう？

家庭では

男性も女性も一人ひとりが家族の一員として、仕事と生活のバランスを取りながら、家事を積極的に協力し合い、暮らしています。



職場では

女性の参画が進み、働きやすい環境の中、男女が共に能力を最大限に発揮し働いています。

地域では

性別による社会通念や慣習が見直され、男女が共に力を合わせ、地域の一員として活躍しています。



学校では

子どもたち一人ひとりがお互いの個性を尊重し、多様な能力を伸ばす教育が行われています。

男女共同参画社会とは

ともに認め合い、支え合う社会

## 2. プランの性格と位置づけ

このプランは、石川町の男女共同参画社会を実現するため、町民の皆さんの理解と協力により、取り組むものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」「ふくしま男女共同参画プラン（平成28年度改定）」を踏まえ、「石川町男女共同参画推進条例」の「基本計画」、「石川町第6次総合計画」の「個別計画」とします。

## 3. 計画期間

このプランの計画期間は平成27年度～令和6年度の10年間とし、平成31年度に前期5年間の推進状況を検証し、後期5年間の取り組みについてプランの見直しを図ります。

前期5年間は主に意識改革を重点に推進しました。

後期5年間は積極的な事業の推進に取り組めます。

## 第2章

### 石川町の現状

- 1 町民アンケートより
- 2 石川町男女共同参画推進委員からの提言

## 第2章 石川町の現状

### 1. 町民アンケートより

個別な意見を詳細に確認できるよう、回答した理由を自由記載できるよう実施しました。調査の結果は以下のとおりです。（自由記載の内容は、第4章資料編を参照ください。）

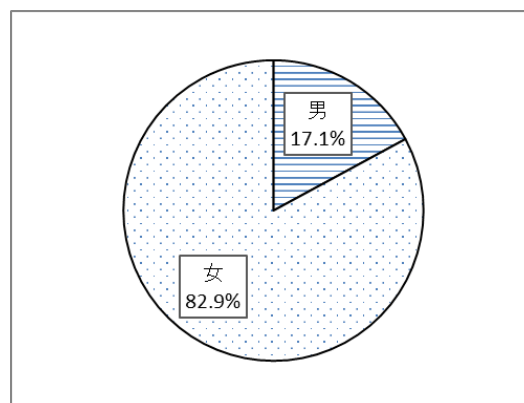
#### 問01 あなたの性別はどちらですか。

町内の20歳以上の男女600人対象

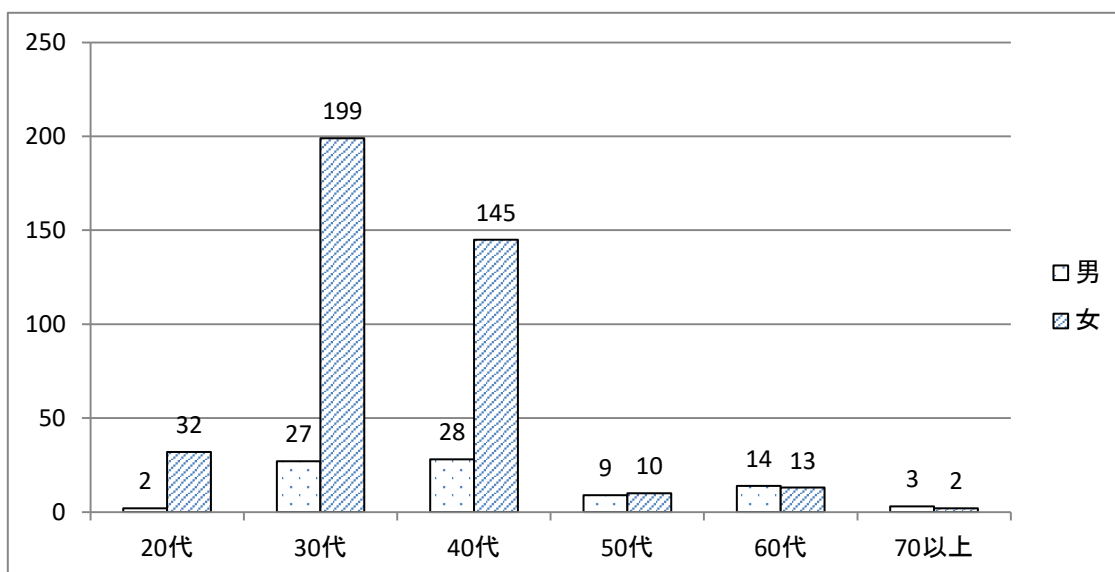
男性 83人

女性 402人

総数 485人（回収率 80.8%）

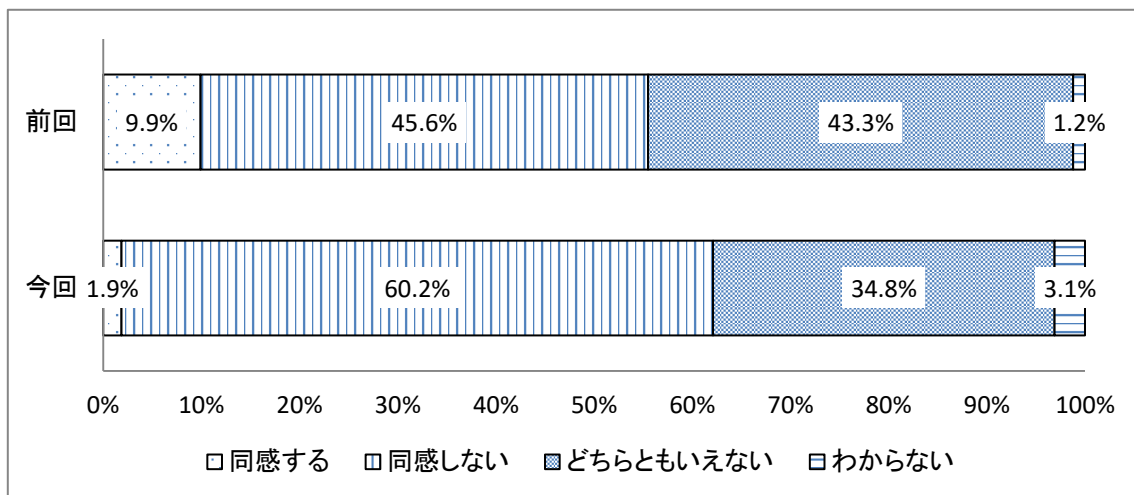


#### 問02 あなたの年代をうかがいます。（年代別回収数）



### 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

問 03 あなたの考え方をうかがいます。

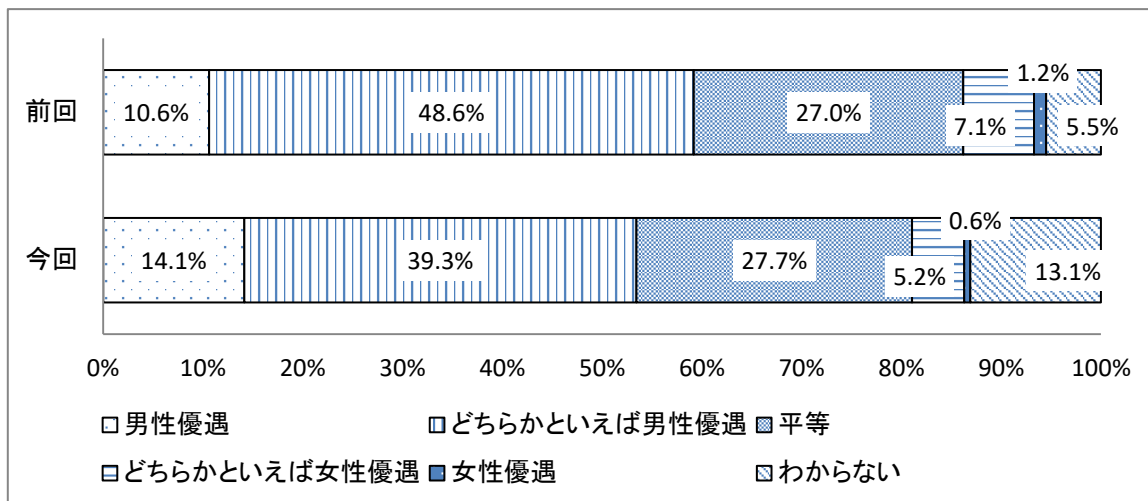


「男は仕事、女は家庭」という考え方についての質問に、「同意する」と答えた人は1.9%で5年前と比べると8.0ポイント減少。

「同意しない」と答えた人は60.2%で14.6ポイント増加。

### 各分野の平等感について

問 04(1) 男女の地位は平等だと思いますか。(家庭生活)



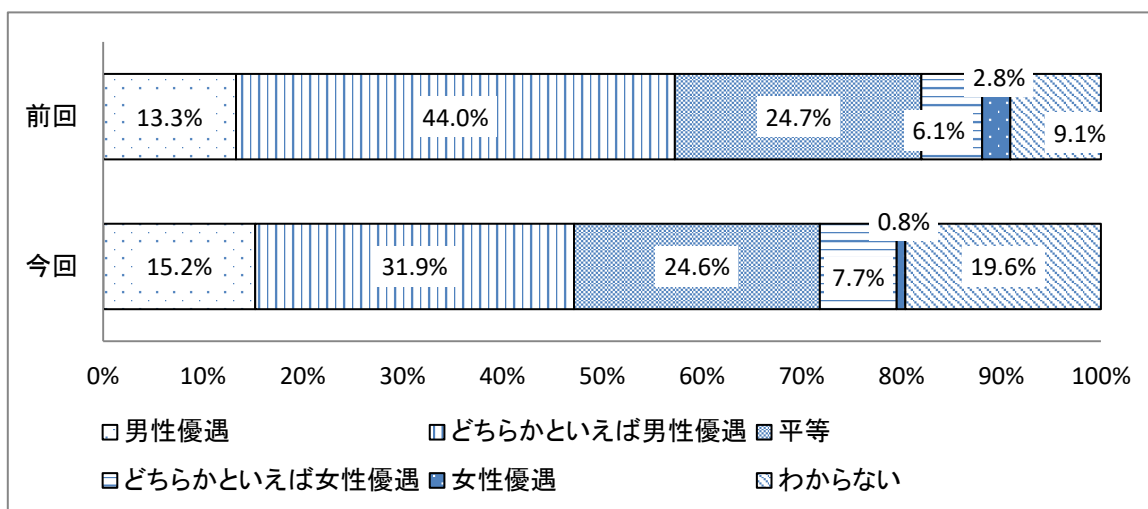
「男性優遇傾向」（「男性優遇」及び「どちらかといえば男性優遇」）と答えた人は合計53.4%で5年前と比べると5.8ポイント減少したが、「男性優遇」は14.1%で3.5ポイント増加。

「平等」と答えた人は27.7%で0.7ポイント増加。

「女性優遇傾向」（「女性優遇」及び「どちらかといえば女性優遇」）と答えた人は合計5.8%で2.5ポイント減少。

【平等感は→】

問 04(2) 男女の地位は平等だと思いますか。(職場)



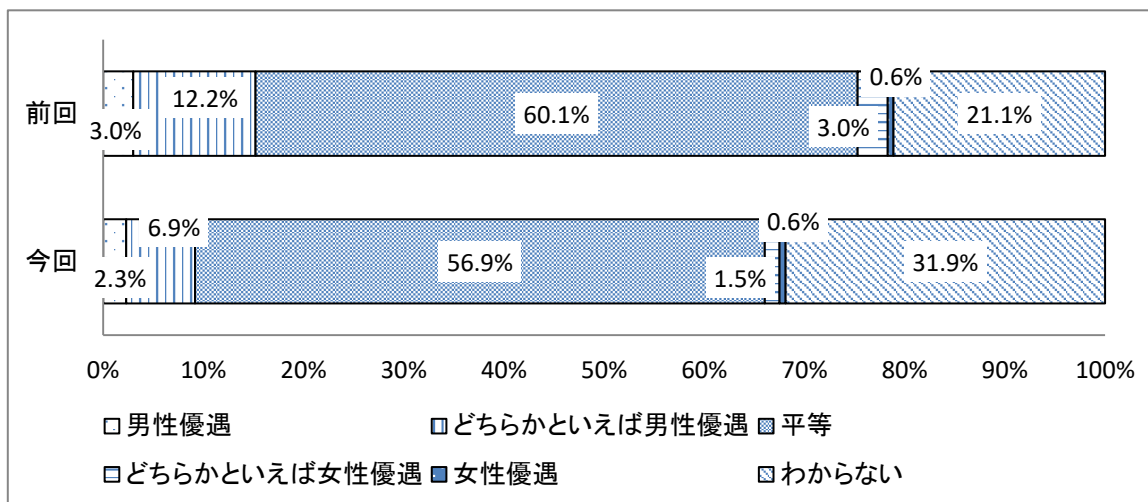
「男性優遇傾向」と答えた人は47.1%で10.2ポイント減少。

「平等」と答えた人は24.6%で0.1ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は8.5%で0.4%減少。

【平等感は→】

問 04(3) 男女の地位は平等だと思いますか。(学校教育)



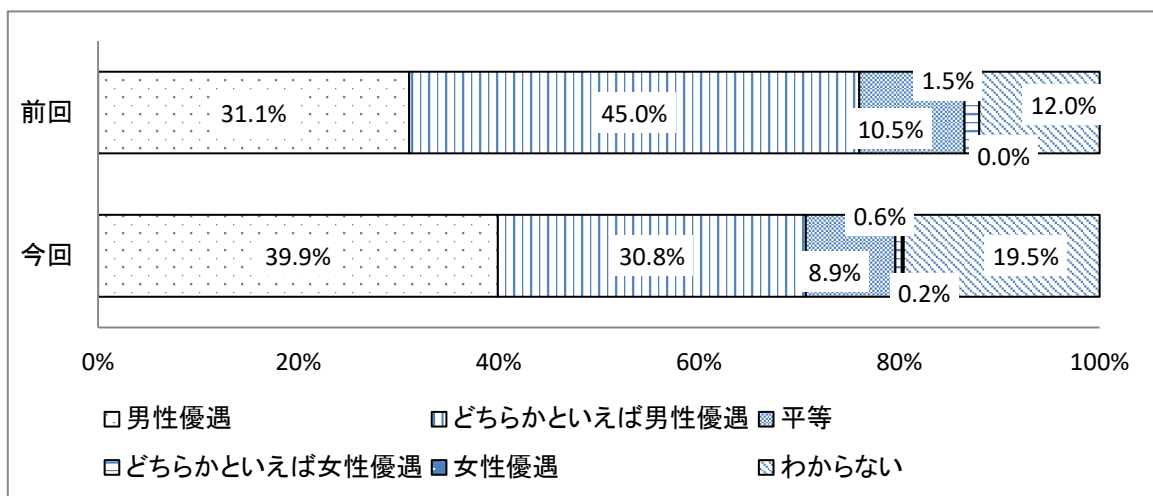
「男性優遇傾向」と答えた人は9.2%で6ポイント減少。

「平等」と答えた人は56.9%で3.2ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は2.1%で1.5ポイント減少。

【平等感は↓】

問 04(4) 男女の地位は平等だと思いますか。(政治)



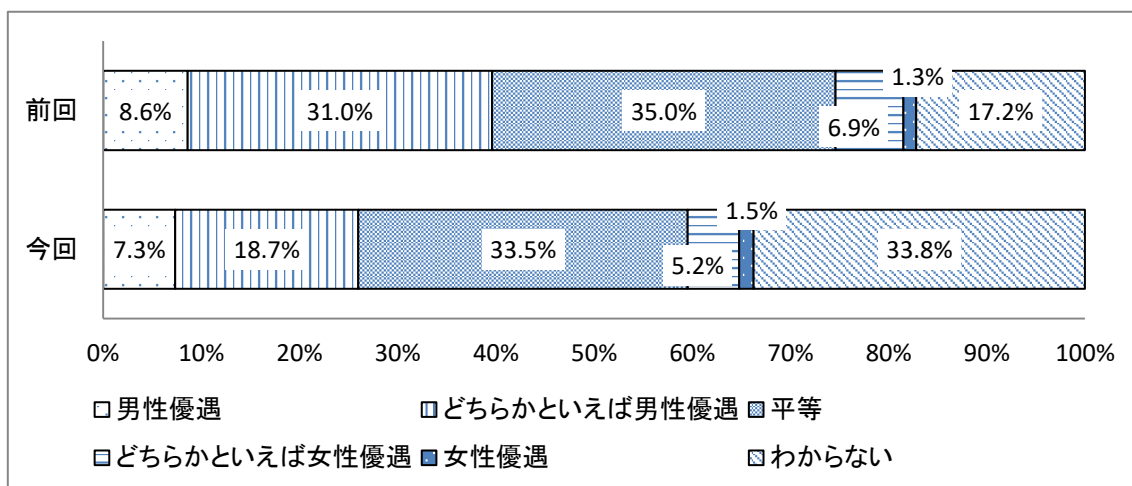
「男性優遇傾向」と答えた人は70.7%で5.4ポイント減少したが、「男性優遇」と答えた人は39.9%で8.8ポイント増加。

「平等」と答えた人は8.9%で1.6ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は0.8%で0.7ポイント減少。

【平等感は→】

問 04(5) 男女の地位は平等だと思いますか。(法律や制度)



「男性優遇傾向」と答えた人は26.0%で13.6ポイント減少。

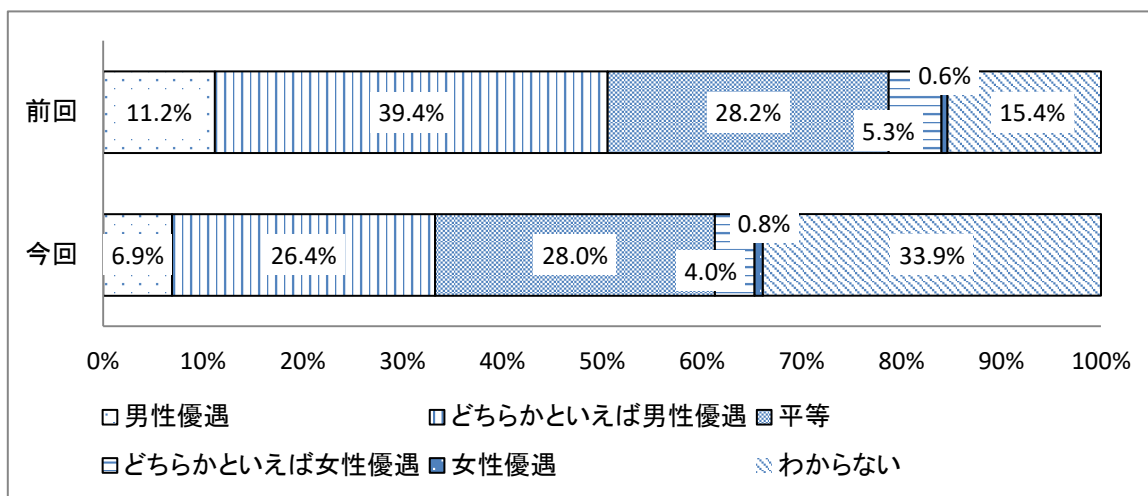
「平等」と答えた人は33.5%で1.5ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は6.7%で1.5ポイント減少。

【平等感は↑】



問 04(6) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会活動)



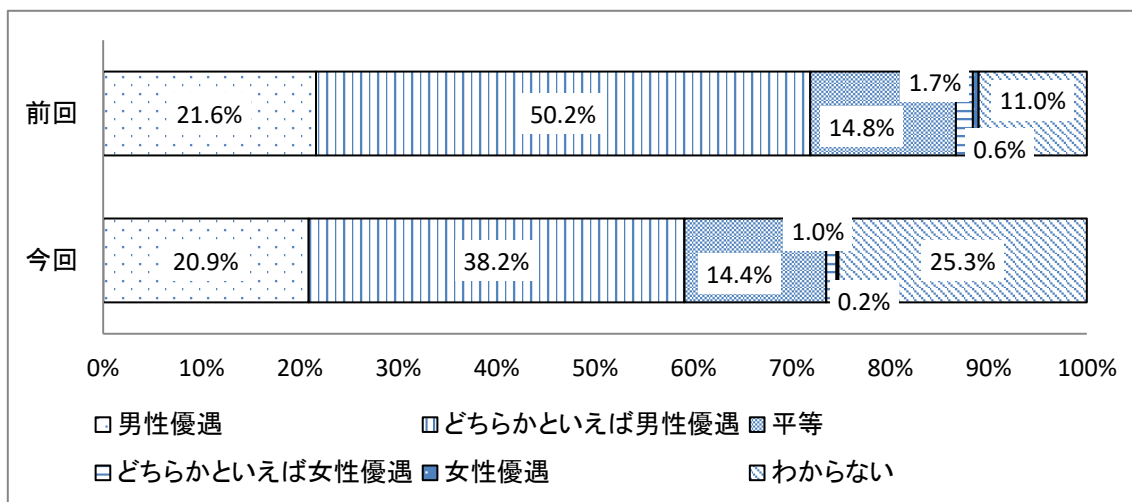
「男性優遇傾向」と答えた人は33.3%で17.3ポイント減少。

「平等」と答えた人は28.0%で0.2ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は4.8%で1.1ポイント減少。

【平等感は↑】

問 04(7) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会通念、しきたりや慣習)



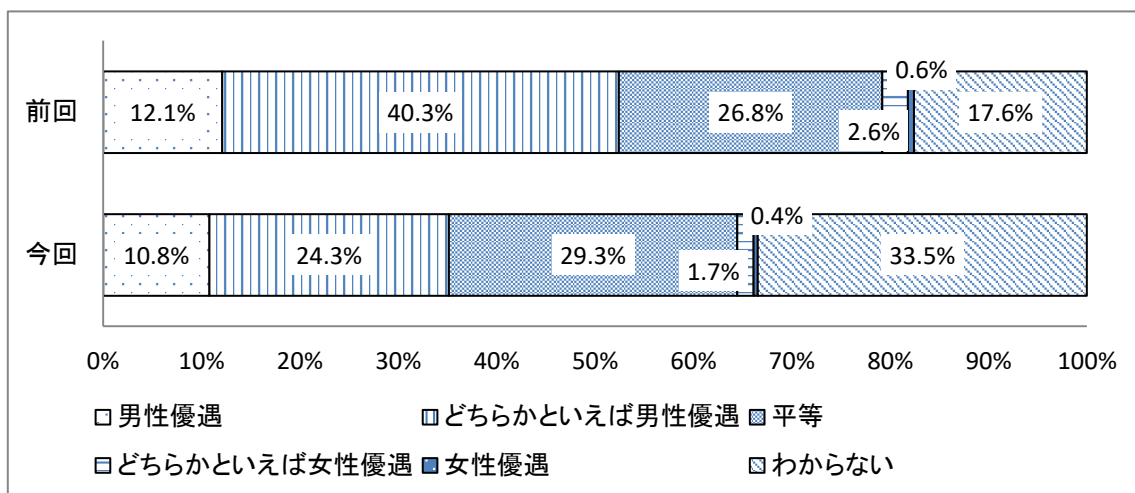
「男性優遇傾向」と答えた人は59.1%で12.7ポイント減少。

「平等」と答えた人は14.4%で0.4ポイント減少。

「女性優遇傾向」と答えた人は1.2%で1.1ポイント減少。

【平等感は↑】

問 04(8) 男女の地位は平等だと思いますか。(県や市町村の行政の場)



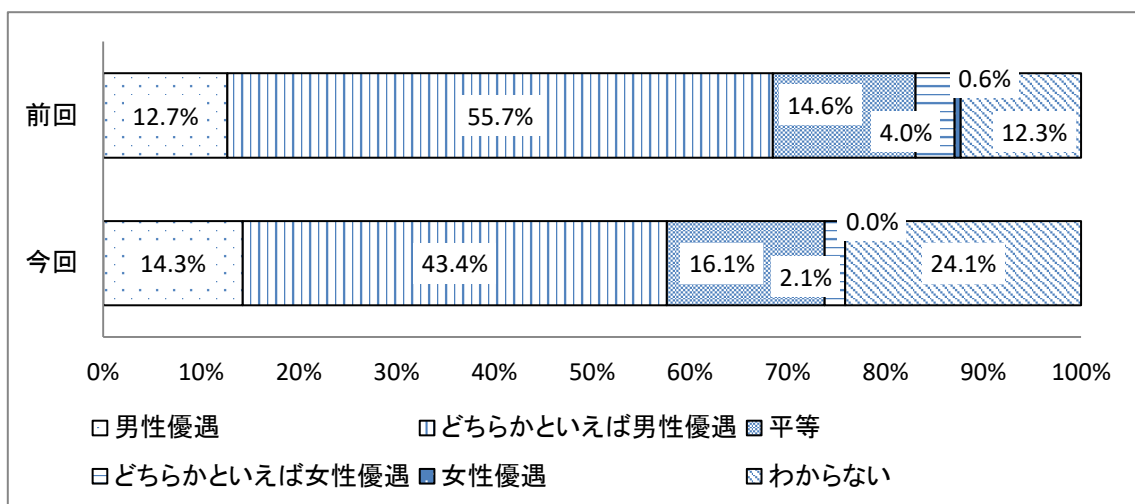
「男性優遇傾向」と答えた人は 35.1% で 17.3 ポイント減少。

「平等」と答えた人は 29.3% で 2.5 ポイント増加。

「女性優遇傾向」と答えた人は 2.1% で 1.1 ポイント減少。

【平等感は↑】

問 04(9) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会全体)



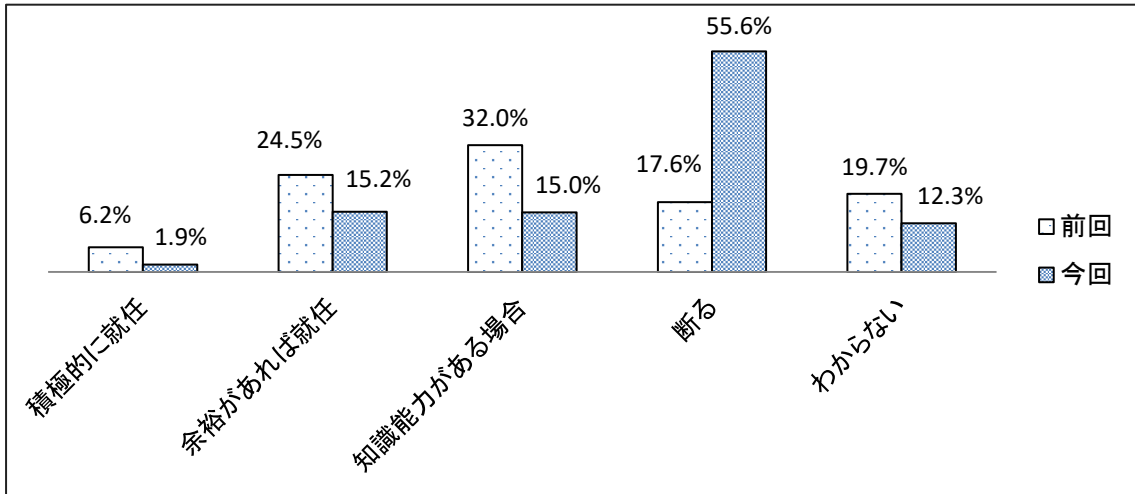
「男性優遇傾向」と答えた人は 57.7% で 10.7 ポイント減少。

「平等」と答えた人は 16.1% で 1.5 ポイント増加。

「女性優遇傾向」と答えた人は 2.1% で 2.5 ポイント減少。

【平等感は↑】

問05 もしあなた(男性の場合は、妻など身近な人)が県や市町村から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか。

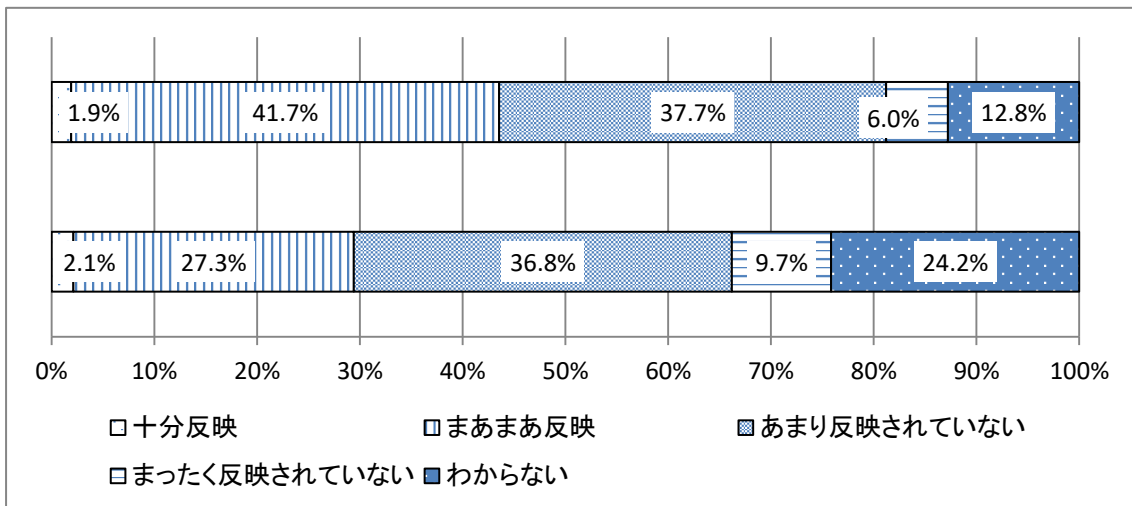


「就任する傾向」(「積極的に就任」、「余裕があれば就任」及び「知識能力がある場合就任」)と答えた人は合計32.1%で30.6ポイント減少。

「断る」と答えた人は55.6%で38ポイント増加。

### 女性の意見反映について

問06 あなたは女性の意見が政治や行政に反映されていると思いますか。



「十分反映されている」及び「まあまあ反映されている」と答えた人は合計29.4%で14.2ポイント減少。

「あまり反映されていない」及び「まったく反映されていない」と答えた人は46.5%で2.8ポイント増加。

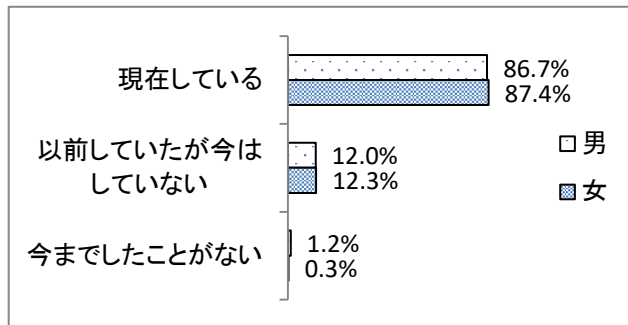
## 就労について

### 問07 あなたは収入のある仕事をしていますか。

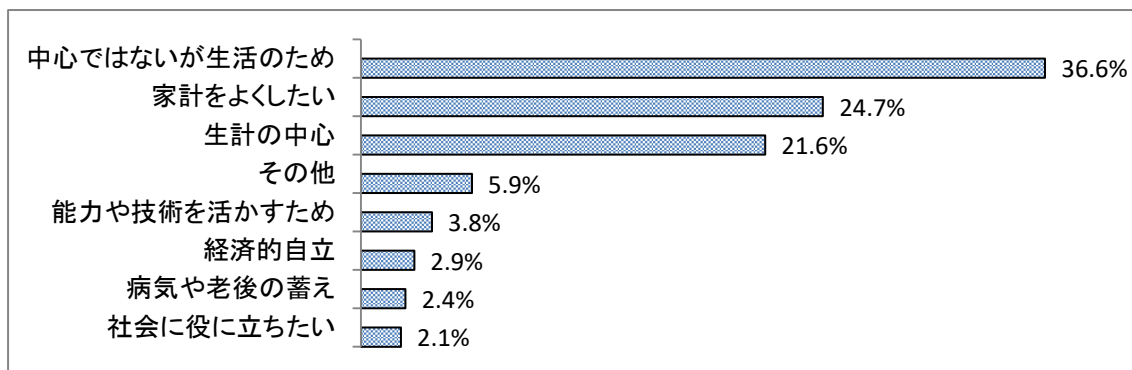
「現在している」と答えた人は男性86.7%、女性87.4%。

「以前していたが今はしていない」と答えた人は男性12.0%、女性12.3%。

「今までしたことがない」と答えた人は男性1.2%、女性0.3%。

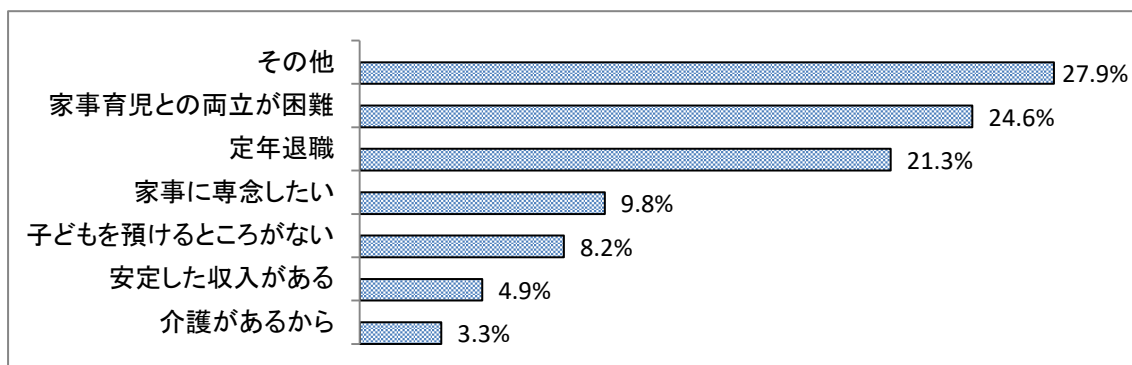


### 問08 あなたが働いている主な理由をうかがいます。



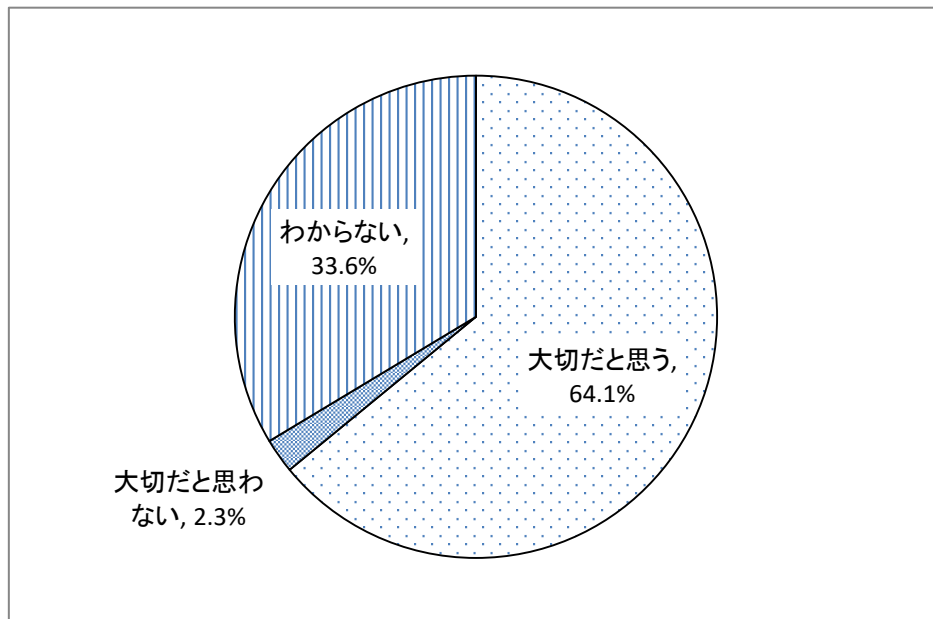
最も多い「生計の中心ではないが生活のため」をはじめ、「家計をよくしたい」「生計の中心」「病気や老後の蓄え」と答えた人が合計85.3%で、生活のため働いている。

### 問09 あなたが現在、仕事をしていない主な理由をうかがいます。



「家事育児との両立が困難」と答えた人が24.6%で、「その他」の中にも妊娠・出産のためとの回答が多くあった。

問 10 男女共同参画社会の実現は、あなたの生活や社会にとって大切なことだと思いますか。



「大切だと思う」と答えた人が64.1%と多数となっているが、「わからない」と答えた人も33.6%と多くあり、「男女共同参画社会とは」というイメージがわからないといった内容の回答が多くなっている。

問11 男女共同参画について御意見等ありましたらお書きください。

- ・あくまで、参画したい人が参画できれば良い。参画したくない人もいると思うので、強制にならない様な形であれば良い
  - ・アンケートの開示、男性の意見と女性の意見等
  - ・1人1人の町民にもっと分かりやすく伝えてもらいたい。H27年度からとの事だが、現時点で変わったと思わない
  - ・気安く話し合える場があれば良いと思う。石川町には特技を持った方々や、能力のある方々がたくさんいる。活用方法をぜひ考えてほしい。
  - ・御互いに認め合える体制が欠かせません
  - ・今だけではなく年金問題を長期的に見たときに女性の収入面も改革してほしい
  - ・仕事の収入を増やすためには、まず資格。女性のため、これから仕事をする人のために、役所と町村が協力すべき。
  - ・出産だけは女性しかできず、その前後にはどうしてもできないことは増えてしまう。しかし、それ以外では性別で壁を作ってはいけない。女性をマイノリティーととらえてスローガンを作るような旧態依然としたことからはどんどん離れていってほしい。
  - ・女性が働きやすい環境作り。子育て世代への優遇など、石川町での取り組みを感じることはあまりできない
  - ・女性にとって家庭での協力が必要になるので、本人が活動したいと思ってもなかなか無理ではないかと
  - ・女性は仕事と家事と負担が大きいので、女性にやさしい社会にしてほしい。
  - ・職場や家庭にストレスを持つ人が増加しているように思いますが、男女共同参画に無理もあるのではないかと思います。
  - ・世間が取り上げることで男女が共同に子育てや家庭への参画などへつながっている気はします。
  - ・性別を理由に差別される又は差別していることに対する感度や許容の度合いは個々においてかなり違いがあると思うので、コンセンサスを取るのは難しいと思う
  - ・男が女がというより、いろんな人がいる訳ですから、それらの人々を編んでいけるような心にゆとりのある社会になればと考えております。特に上司である人はそういう能力をつけてほしいです。
  - ・男女に限らずあらゆる人たちが平等であり、一人一人の意見が尊重される認め合い敬い合える社会であって欲しいと願っています。
  - ・男女共同は無理であると思います。女性は時間がありません。子供がいたらなおさら。
  - ・男女共同参画と言っていることが、偏見がある
- ・男女共同参画社会というプランがあること自体が男女差があることを感じさせるなどと思

いました。

- ・男女平等・・・共同参画について、一部では話しあいがなされていると思うが、一般住民が考えたり知る機会は少ないと思う。私自身理解できていない中で、このアンケートに答えている状況です。今後講演の機会などあれば参加してみたい。
- ・男女平等であることが、一番だとは思わない。男女は性別も違うので、役割も違って良いと思う。全てが一緒、同じ、平等というのは違うと思う。
- ・男女平等でないとしたら、男も女も両方の責任です。女も社会的に責任をとろうとしなくてはいけないし、「女なんだからそんなことしたらおかしい」という意識をすててほしい。社会の一員として責任と行動の両方を
- ・男性、女性と限定せずにお互いが協力してよりよい家庭、会社、社会、地域等を築いていければ良いと思う
- ・男性だけ、女性だけに偏らない社会を。一人一人の思いやりが、社会を変えていくと思う。男性と女性の考え方が違うのは仕方ない。
- ・平等と共同を混同しないことが、大切かと思う。各々が、得意な分野で能力を発揮でき、男女の性差なく幸福感を実感できる、社会参画や家庭での役割分担であることが望ましいと思う。
- ・平等になることは、人間社会では絶対に無理だと思う。が努力する考えを持つ人が1人でも多くなれば良いことだ。
- ・予算を取ったのでこのような活動をしました。というだけでは意味がありません。資料を作った、会議をした、それからどう実現して、町民のためになるようにするか。実感がなければ意味がないのと同じです。
- ・思いやりがあれば、男女関係ない
- ・自分ができる事であれば、やっていきたい。

## 2. 石川町男女共同参画推進委員からの提言

町民アンケートで回答いただいたご意見等を受け、石川町男女共同参画推進委員から次のような提言がありました。

### 「お手伝い」から「助け合い」へ

以前は男と女の仕事、しきたり、習慣等に区別や差別がされていました。しかし、令和の新時代を迎え、男だから、女だからのこだわりの枷をはずして、お互いが気持ちよく生活ができるようにするためにはどうすれば良いのでしょうか？

時代の流れはスポーツや職業においてもどちらか一方であったことが、現在では建設業、運転業、野球にも女性が加わり、看護師、保育士と呼び方が変わったように男性が加わり変わってきています。

老若男女、障害者も1人1人が人格を認め合い、尊重し合い、協力し合い、出来ることは手伝うではなく助け合いながら一緒にやる、特に家事、育児には大事なことだと思えます。

自分が変われば周りを変えたり、周りも変わっていくことにつながると思います。

「男女共同参画」という堅苦しい表現を変え、お互いが認め合う家庭、地域、社会と広がるような表現にしようと話し合ってきました。

すこしずつ工夫してわかりやすい、なじみやすい表現で自分の個性や得意なことを生かして、対等や平等という感覚が自然に気づけるようになれば良いと思えます。



## 認める + 支える = 明るい社会

皆さん「男女共同参画」と聞くと何となく分かっているようで、漠然として何をどうしていいのか悩む人が多いと思います。

でも心配しないで下さい。家庭や地域、職場等で無理せず、小さなことから出来るところから行動する、また、言葉使いにも配慮していけば自然と身に付き形となります。

何でも全てが男女平等にしようとするものではありません。互いに認め合い支え合うことが大切であり、そうすれば幸福な家庭や明るい地域社会が築けると思います。

それでは、どんな行動が「男女共同参画」に結びつくか主な事例を挙げてみます。

- ・ 食事の支度を手伝う
- ・ 食事の後片付けをする
- ・ 買い物をする
- ・ ゴミ出しをする
- ・ 風呂の掃除や準備をする
- ・ 親の介護に関わる
- ・ 夫婦仲良くコミュニケーションをとる
- ・ 上から目線や命令口調で言わない
- ・ 女性が重い物を持ったりする時は代わってあげる
- ・ 妻が体調が悪い時は出来る限りのことをする etc.

どうですか皆さん、そんなに難しいものではないと思いませんか？ 当たり前のことを当たり前にやれば、大きな成果と前進です。

「ともに認め合い、支え合う社会へ」

## 脱 ・ 固 定 観 念 を

### <家庭生活>

- ・ 共働き当たり前の時代で、夫婦ともに働いている現状では、その考えは当然だ。
- ・ 仕事も家庭も協力しないと、生活がなりたたない。
- ・ 双方が得意とするものを話し合っ決めていく。
- ・ 固定化させるべきでない、しかし、互いに納得の上で分担すべき。
- ・ 男性と女性では、肉体的に違いがあるので、何もかも平等というわけにはいかない。その違いを尊重し、大切にし、得意分野で分担すればよい。

しかし、

- ・ 家庭のことは、男性では行き届かない。
- ・ 子どものためには、母親が家にいたほうが安心する、
- ・ 子どもには、女性のほうが気配りができる。
- ・ 父には、休日があるが、母は365日働いている。
- ・ 親が同居していれば、そうならざるを得ない。
- ・ 家事に休日はない。
- ・ 介護、家事、育児は女性がやるという考えが自然にできている。
- ・ 共働きなのに、家事を「手伝う」という表現がされる

### <幼児保育や、教育現場では>

男は泣かない、男は髪を短く、女は長く、女性はピンクや赤など、ジェンダーの意識が低い。教育者によって違いが出る

②固定観念から抜けて、人として子どもを育てていく環境を、家庭から、夫婦から、幼児保育の中で、教育現場で、造っていく。

### <政治的分野>

- ・ 女のくせに、女なんだから、男なんだから
- ・ 女は子供を産めばよい、跡取りは男性でなければならない
- ・ リーダーは男ばかりだし、田舎は一般的に男性が仕切っている
- ・ 政治の世界では男性のほうが、キャリアが積める、男性の意見が通りやすい

<委員を断る>

- ・知識がない、能力がない、時間がない、興味がない、偏見、生意気、余計なことを・・・
- ・まずは考えを述べる、発信する、理解を得る、実現する・・・意思表示をするのは大事なことだ
- ・女性自身の意識を変えることで、変わっていく
- ・日ごろからの意識の変化や、教育が大事
- ・自分のスキルを活かせる場があること
- ・男女が共に認め合いながら住みやすい社会をつくるのが大事

以上のことから、提言として

- ① 家庭内での、育児、子どもの教育、家事、介護などのことを話し合っ決めていく。
- ② 固定観念から抜けて、人として子どもを育てていく環境を、家庭から、夫婦から、幼児保育の中で、教育現場で、造っていく。
- ③ 社会的現象としての偏見を解いていくためには、国民全体の意識改革が必要。そのためには、まず、石川町から、社会教育や青年教育、生涯学習などのあらゆる場で男女共同参画の意義について、訴えていく。
- ④ さまざまな場に出て、交流をはかり、他人の意見に耳を傾け、自分の考えを表示していくこと。

以上、提言します。

## 男 性 中 心 型 労 働 等 の 改 革

職場における男女間格差の是正

職場における女性の「就労年齢M字カーブ現象」の改善

(出産・育児休暇に伴う求職者の復帰及び、離職者の再雇用の促進)

有給休暇、残業等の男女差の縮小

女性社員の意識改革(扶養内賃金での短時間労働等)

同一業務上の男女評価差異の撤廃

各企業における、女性活躍のための具体的な取り組み例の公開

行政の女性管理職積極登用(模範事例)

学校、地域、家庭における男女共同参画推進

行政区等の女性の役職登用(区役員・自治センター役職等)

地域の各種会合等への女性の積極的参加

学校保護者会等の男女役割分担(役員等)

学校行事、子供の病気や怪我等の緊急時対応の、男女公平分担

(女性の対応が多く、女性が勤務している場合、職場に支障をきたす)

## 積 み 重 ね が 日 常 に

昔に比べ共働き、女性の社会進出が増えてきているのは、今の世の中です。男性も女性もお互いに出来る事を補ってあげたら理想ですが現実には厳しいようです。

何を変えていけるのか？周りの目を気にせず男性も女性も。例えば家事をしている（妻）時には、子供と遊びながら（夫）できる家事を任せ、ちょっとした事から少しずつ積み重ねていけば、やらされているのではなく日常と思える日がくるのではないかと思います。

## 未 来 へ の キ ー ワ ー ド は ・ ・ ・

「男は仕事、女は家庭」という習慣の中で、私たちは、戦前戦後を過ごしてきた。何年ぐらい前からだろう、男女平等を基とした男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法ができたのは？そんな時代背景の中、女性の社会進出は、徐々になされてきた。それに比べ、男性の家事への役割増はあまり進んでいない。これからの男女共同参画社会実現へ向けてのキーワードは、男性の家事への積極的参加である。

男女共同参画社会の実現に向けて、職場、政治、社会活動などへの更なる女性の積極的な参加を動機づけしてゆくことは大切であると思われる。

しかし、女性にばかり目を向けず、男性に焦点を当て、女性の不満解消を目指すことが、より自然な形での男女共同参画社会になるのではないか、と考えたものである。

# 第3章

## プランの内容

### 1 基本理念

### 2 プランの体系と具体的内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

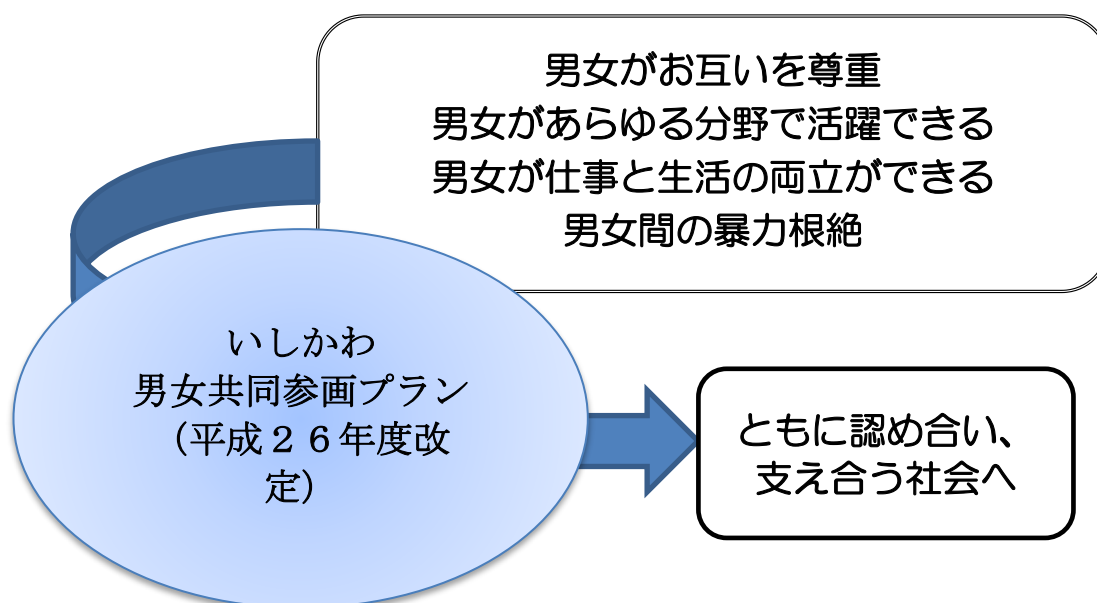
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進

## 第3章 プランの内容

### 1. 基本理念

このプランは、石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）に基づき、男女共同参画社会の実現のため、次のような視点から策定しました。



#### 石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）

- (1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。
- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。



## 2. プランの体系と具体的内容

基本 目標	重点目標	内 容
Ⅰ 男女共同参画への意識改革	1 自分らしく生きる	「自分らしく」を大切にしよう
	2 男女共同参画意識の啓発	①広報・HP等による男女共同参画の普及啓発 ②各団体との連携による啓発活動 ③男女共同参画の視点に立った表現の推進 ④男女共同参画に関する情報収集と提供
	3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①男女共同参画講座等の開催 ②人権尊重教育の推進 ③教育関係者や事業者対象の研修会の開催 ④地域への男女共同参画に関する学習機会の提供
Ⅱ 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での男女の活躍推進	①委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進 ②意思決定過程への女性参画促進 ③復興に向けての男女共同参画の推進 ④男女双方の視点に配慮した防災対策 ⑤男女共同参画社会推進状況調査と公表
	2 ワークライフバランスの推進	①安心して子育てができる環境づくりの推進 ②健康や介護・福祉等の相談事業の充実 ③介護における家族・地域での支えあい啓蒙活動 ④障がい者の理解促進及び社会参加への支援 ⑤労働条件改善のための法制度の周知徹底
	3 男女間の暴力根絶の推進	①広報・HP・学習会等による暴力根絶の啓発 ②被害相談窓口の充実と支援
Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進		目標数値の設定と進行管理

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

### 重点目標1 自分らしく生きる

「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形づくる上での基本理念です。  
人権とは性別に関わりなく、人間が人間らしく生きる権利で、憲法によって保障されています。

男女の性にとらわれることなく、一人の人間として互いの個性を尊重する意識づくりが大切です。

#### 町民の取組み

「男だから、女だから」と決めつけるのではなく「自分らしく」を大切にしましょう。

- 自分にとって、良いと思える選択をしましょう。
- その人の選択を周りの人たちは応援してあげましょう。

#### 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### 人権とは

人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っています。互いに相手を思いやり、共に幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

## 基本目標 I 男女共同参画への意識改革

### 重点目標 2 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮するためには、今もなお残る、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識を解消しなければなりません。

そのために、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

#### ①広報・HP等による男女共同参画の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

#### ②各団体との連携による啓発活動

地域や事業者等と連携し、男女共同参画意識の啓発活動を行います。  
→組織のトップの意識改革・企業への啓発活動

#### ③男女共同参画の視点に立った表現の推進

男女の人権を尊重した表現の推進や性差別的な表現をなくすための取り組みを行います。  
→各種申請書等における unnecessary な性別記載欄の廃止

#### ④男女共同参画に関する情報収集と提供

新しい情報の収集や情報提供の充実を図ります。  
→SNSの活用

#### 町民の取り組み

- 「男女共同参画」を理解することから始めましょう。

## 基本目標 I 男女共同参画への意識改革

### 重点目標 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

意識づくりのためには、男女共同参画の理念に基づく、教育や学習が必要です。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、男女平等の視点に立った学習の機会を提供します。

#### ①男女共同参画講座等の開催

男女共同参画の視点に立った講座等を開催し意識づくりに努めます。

#### ②人権尊重教育の推進

人権に関する教育の充実を図ります。

→学校での人権尊重教育の実施

→性的マイノリティに対する理解と配慮の推進

#### ③教育関係者や事業者対象の研修会の開催

男女共同参画の理念が理解されるよう研修の充実を図ります。

#### ④地域への男女共同参画に関する学習機会の提供

人権や男女共同参画について学習できる環境を整備し、意識の浸透を図るための学習機会の提供を行います。

#### 町民の取組み

- 各種事業や講座をとおして男女共同参画の知識を深めましょう。
- 学習の機会に地域ぐるみで参加しましょう。
- 人権や労働条件について学びましょう。

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

### 重点目標1 あらゆる分野での男女の活躍推進

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す必要があります。

また、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要となります。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない」（第5条）としています。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観が反映され、よりよい社会を築くことができます。

お互いの意見が十分に反映されるよう働きかけ、男女の活躍を推進します。

#### ①委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できる環境をつくとともに、女性の参画を支援し、役員等への登用について積極的に推進します。

→全ての審議会に女性委員を入れる。

#### ②意思決定過程への女性参画促進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、意思決定過程への女性の参画を推進します。

#### ③復興に向けての男女共同参画の推進

復興に向けた地域活動等に男女が参画できる環境づくりを推進します。

#### ④男女双方の視点に配慮した防災対策

災害時の被災者支援について、男女双方の視点からの配慮がなされる対策を行います。

→女性や高齢者、障がい者、子ども、乳幼児のいる世帯への視点の反映

⑤男女共同参画社会推進状況調査と公表

推進状況を把握し、広報等で公表します。

**町民の取組み**

- 政治や町政、地域に関心を持ちましょう。
- 家庭や地域で女性の参画を支援しましょう。
- いろいろな立場の話を聞き、話し合しましょう。

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用（31.4.1 調査）

審議会等名		委員総数	内女性委員数	女性の割合（％）
1	民生委員推薦会	14	2	14.3
2	国民健康保険運営協議会	9	2	22.2
3	介護認定審査会	18	8	44.4
4	交通安全対策会議	93	20	21.5
5	社会教育委員会	8	4	50.0
6	文化財保護審議会	6	0	0.0
7	障害支援区分認定審査会	5	2	40.0
8	男女共同参画推進委員会	6	3	50.0
9	情報公開審査会	6	3	50.0
10	個人情報保護審査会	6	3	50.0
11	家畜貸付審査委員会	8	2	25.0
12	母畑財産区管理会	7	0	0.0
13	中谷財産区管理会	7	0	0.0
14	老人ホーム入所判定委員会	8	1	12.5
15	地域公共交通活性化協議会	25	2	8.0
16	健康づくり推進協議会	14	6	42.9
17	民生児童委員協議会	55	27	49.1
18	まちなか再生委員会	17	4	23.5
19	水道事業運営協議会	9	2	22.2
20	まち・ひと・しごと創生有識者会議	12	4	33.3
21	空家等対策協議会	11	1	9.1

審議会等の数				委員総数 (人)	内女性委員数 (人)	女性の割合 (％)
石川町で 設置している審議会	19	内女性委員の いる審議会	16	321	86	26.8
石川管内で 設置している審議会	2	内女性委員の いる審議会	2	23	10	43.5

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

### 重点目標2 ワークライフバランスの推進

近年では、自分らしい生き方を選択し、よりよい生活の質を求める人が増えています。

男女共同参画の実現のためには、性別に関わりなく、一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方ができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進が必要です。

それぞれのライフステージで多様な生き方が選択できるよう、子育てや介護、障がいなど個人を取り巻く環境への支援をさらに充実します。

#### ①安心して子育てができる環境づくりの推進

子育て家庭が必要とする保育サービスや放課後児童クラブの充実、児童手当や乳幼児医療費の支給などの経済的支援を行い、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

#### ②健康や介護・福祉等の相談事業の充実

健康や介護・福祉等、生活全般にわたる相談に応じ、自立に向けての支援を行います。

#### ③介護における家族・地域での支えあい啓蒙活動

各種教室やサロン等をとおして、介護についての理解を深める啓蒙活動に努めます。

→育児休業・介護休業制度の利用促進

#### ④障がい者の理解促進及び社会参加への支援

障がいへの正しい理解の普及を図るとともに、社会参加への支援を行います。

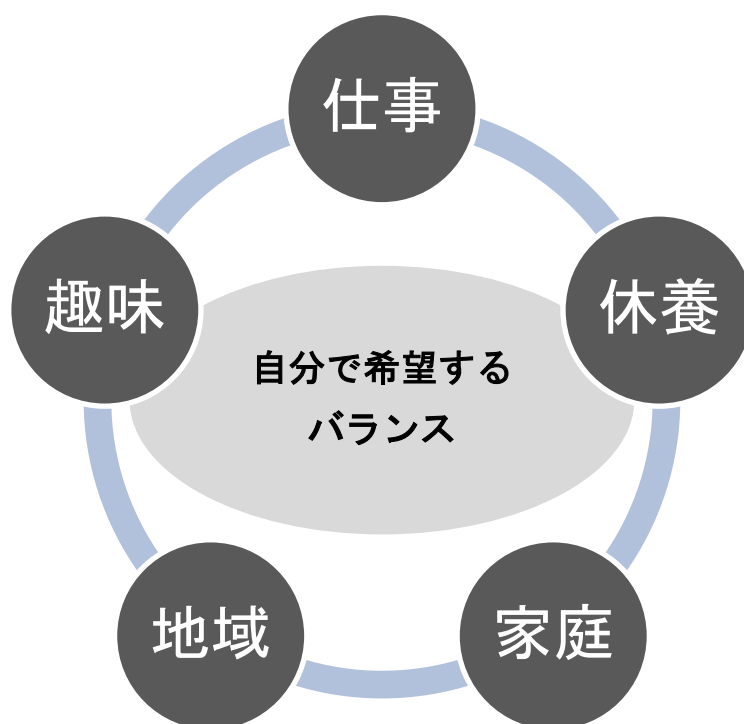
⑤労働条件改善のための法制度の周知徹底

事業者等に対し、男性も女性も安心して働き続けられる雇用環境のための法律について、周知徹底を図ります。

→ワークライフバランスについての広報・啓発の充実

→イクメン、イクボス普及啓発

**ワーク・ライフ・バランスの実現**



**町民の取組み**

- お互いを理解し、思いやりを持って生活しましょう。
- 地域での交流を大切にし、豊かな生活環境をつくりましょう。
- 労働に関する法律を理解しましょう。



## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

### 重点目標3 男女間の暴力根絶の推進

配偶者などからの暴力や職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる重大な人権侵害です。

これらの暴力は、お互いの関係を問わず、決して許されるものではありません。

男女間の暴力は男女共同参画社会にとっても大きな問題のひとつでもあります。

それぞれの人権を守るために、これらの暴力を許さない環境づくりを一層進めていきます。

#### ① 広報・HP・学習会等による暴力根絶の啓発

広報活動や学習会等をとおして正しい知識の普及啓発を図ります。

また、事業主等へも対策のための情報提供を行います。

→DVやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育の実施

#### ② 被害相談窓口の充実と支援

安心して相談できる体制づくりと被害者への支援を行います。

→相談窓口の広報強化

#### 町民の取り組み

○配偶者などへの暴力は重大な人権侵害だと理解しましょう。

○ひとりで悩まず、勇気を出して相談しましょう。



## 基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進

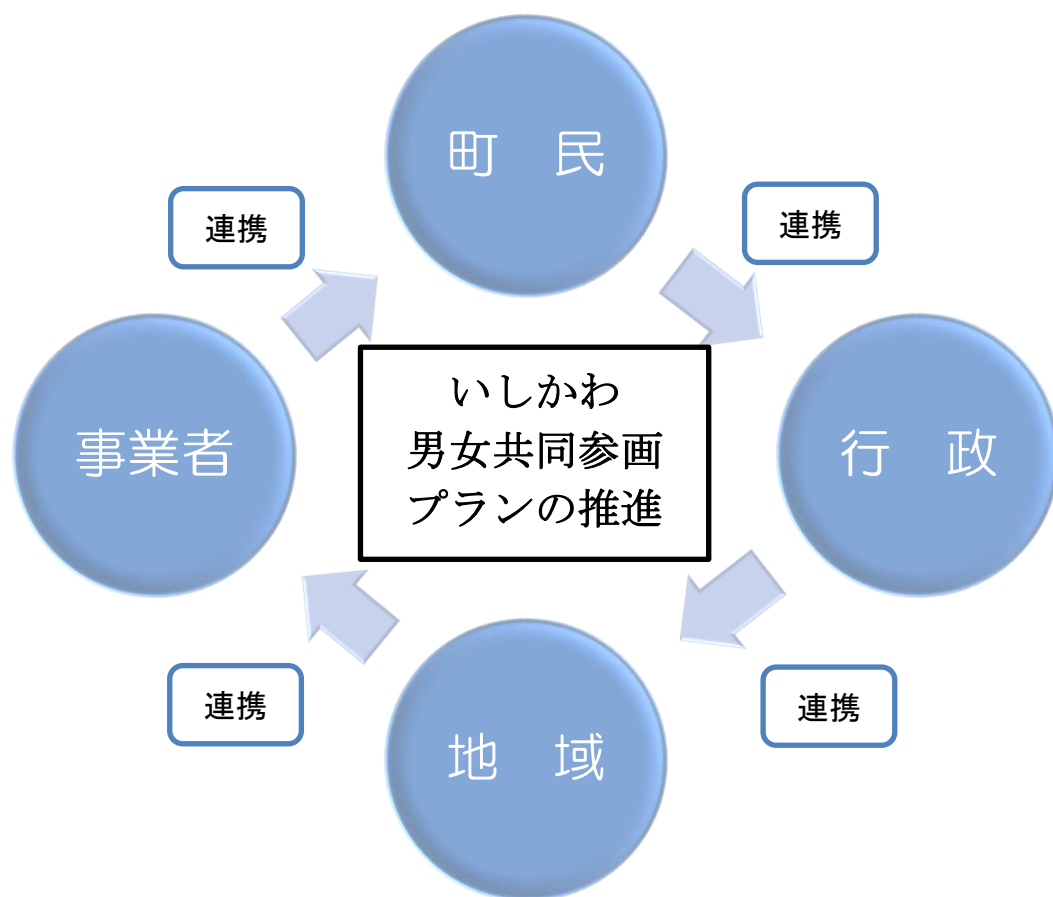
### 目標数値の設定と進行管理

男女共同参画社会の実現には町民や地域、事業者の協力を得ながら着実に努力していくことが重要です。

そのためには、推進組織を充実し、プランに盛り込まれている施策・事業を計画的に展開していく必要があります。

また、国・県等との連携強化や各種団体、他の自治体との情報交換も大切になります。

本計画はそれらを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な数値目標を掲げ、進行管理を行い、取り組みを進めていきます。



## 目 標 数 値

目 標 名	H31 目標	H31 実績	R6 目標
「男は仕事、女は家庭」に同感しない割合	50%	60.2%	60%
「男女の地位は平等(社会全体)」と思う割合	18%	16.1%	18%
男女共同参画社会の実現は大切だと思う割合	80%	64.1%	80%
男女共同参画推進委員会の設置	設置	設置済	設置済
石川町公式ホームページへの記事掲載	随時	0回	随時
石川町公式ホームページ記事へのアクセス件数	月 100 件	月平均 2 件	年 100 件
町民を対象とした男女共同参画講演会	年 1 回	1 回	年 1 回
事業者等を対象とした研修会	年 1 回	0 回	年 1 回
男女間の暴力根絶のための研修会	年 1 回	0 回	年 1 回
人権尊重意識高揚のための啓発活動の充実	複数回	0 回	複数回
審議会等の女性委員の割合	25%	27.9%	50%
男女共同参画についての調査と公表	複数回	0 回	年 1 回
地域伝達料理教室の男性参加割合	10%	10%	10%
健康づくり推進に関する講座の男性参加割合	30%	26%	30%

後期5年間は、積極的な事業の推進に取り組みます。



# 第4章

## 資料編

- 1 男女共同参画に関するアンケート結果
- 2 石川町男女共同参画推進条例
- 3 石川町男女共同参画推進委員会委員名簿
- 4 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 男女共同参画の国内外の動き
- 7 用語解説

## 1. 男女共同参画に関するアンケート結果

問 01 あなたの性別はどちらですか。

問 02 あなたの年代をうかがいます。

	男	女	合計
20代	2	32	34
30代	27	199	226
40代	28	145	173
50代	9	10	19
60代	14	13	27
70歳以上	3	2	5
無回答		1	1

問 03 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたの考え方をうかがいます。

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
同感する	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	3.6%	1.4%	11.1%	0.0%	0.0%	15.4%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
同感しない	50.0%	56.3%	63.0%	62.8%	42.9%	60.0%	77.8%	70.0%	46.2%	61.5%	66.7%	0.0%	100.0%	100.0%
どちらともいえない	50.0%	43.8%	29.6%	32.7%	42.9%	36.6%	11.1%	30.0%	53.8%	23.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	0.0%	7.4%	3.5%	10.7%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

### 「同感する」と回答した主な理由

- ・私が小さい頃、母が家にいてくれたので、私も同じ環境で育てたいと思っているから。
- ・自分がそうなので（専業主婦）

### 「同感しない」と回答した主な理由

- ・お互いに仕事をしているのだから、協力し合うべきだと思う
- ・お互いに仕事を持っていた方が、生活が楽になるから
- ・お互い働かないと、生活できないこと。女性が社会で働くことによって、得られることがたくさんあり、自分も成長できるから
- ・その家庭での考え方があると思うが、女の人が家庭のことのみを行うというのは、ちょっと違うと思う。女性も色々な場面で、活躍すべきだと思う。
- ・それぞれの個性や知識、能力を社会に活かすべき
- ・育児と家事を毎日こなすのは、かなり大変なことだと分かり、この考え方によって「自分は仕事をしていないのだから、育児家事を完璧にしなくてはならない」と思い込んでしまい、結果育児に行き詰ったりすると思うから。
- ・昔前までは男性は男らしく、女性は女らしくなっていますが今は男女ともに同じ位置で考えるようになった
- ・家庭でのことは、両方が互いに思い合いながら行うのが良いと思うから。
- ・核家族が増え、共働きの時代「男は仕事、女は家庭」なんて言っていたら、平等性を感じない。仕事も家事も協力して、生活が成立するものだと思う
- ・共働きの当たり前の時代、仕事だけ、家庭だけなんてできないし、女性だけに家事育児を任せるのも負担が多すぎる。男女ともに努力をすることが大事。
- ・共働きの時代なので夫婦で協力し家事や育児をした方が良いと思う
- ・現在は仕事についても男の仕事、女の仕事という区分も変化している。いろいろな役割分担もされてきている。家族、家庭内がうまくいければ良いと思っているので・・・！
- ・現代では「主夫」と言われる方もいたり、自分の得意とする所で、力を出せればいいのかと思います。
- ・個人により適正も異なると思うので、双方が得意とするものを話し合っ決めていくのが良いかと思うからです。
- ・現代の日本では、今だに男は仕事をしているのだから家事はしない。という古い考えが根強く、働く女性に負担になっています。仕事をして、帰ってから家事、育児、おまけに大きな大人の世話まで・・・休まる時間は、男性より少ないのでは。子供が具合が悪くても仕事を休むのは母親、社会的な問題です。
- ・考えが古すぎる。共働きでないと生活できない家庭もあるかと
- ・今の時代、女性も一緒に働かなければ成り立たない状況。でも、家庭に入りたい女性もいるので、それはいいと思う
- ・今の時代、専業主婦は少ないし、女も手に職がないと暮らしていけない
- ・今の時代では女性も仕事をしているのでこの考え方は同感できません。シングルマザーでは両方しなければならぬ。
- ・今の時代女性も仕事につくのは普通だと思う。男性だけでは食べていけない家庭もあると思う。
- ・今の状況で家庭の事に男性が参加しないというのはありえないのではないのでしょうか。男性が得た収入のみで家庭が機能しにくい状況にあると思います。
- ・今は、共働きがほとんどだと思うので、家のことや子どものことは、分担してやるべきだと思います

- ・今は、女も仕事をする世の中になっていると思う。
  - ・今は、女性も働く人が多いので、家庭と決めつけられないと思う。
  - ・今は、親の協力がなくて子どもがやりたい事もできにくい事からも、家庭の負担が大きくなっているから、体力的金銭的にも線引き不要。
  - ・今は「男は家庭、女は仕事」でもおかしくない時代。それに共働きではないと、家庭を維持できない。
  - ・今は女性も社会に進出して働く時代であるから
  - ・仕事か家庭かを性別で固定化する必要はないし、固定化されるべきではないと思うから。ただし、個々において互いに納得のうえで、分担しているのであれば問題ないと思う
  - ・仕事も家事も協力して行うもので、どちらも一緒に行うべきだと思うから
  - ・仕事をしないと、生活ができない。家事育児も協力して行わないと、生活が成り立たない。
  - ・自分自身も仕事を持ち家庭と両立してきた。仕事と家庭2つの事をこなすのだから男性はもっと協力すべき
  - ・女だって仕事もするので、家庭での分担は当たり前だと思う。
  - ・女の人でも仕事に対して責任を持って取り組んでいる人も多いから
  - ・女性が仕事をして男性も家事・育児に参加する時代だと思う。
  - ・女性が必要とされる仕事もありますし、また同等に必要な仕事もあると考えます。
  - ・女性にばかり負担がないか？現在は風潮が変わってきていると思うが、女性の荷は大きいと思う。やはり男性には男性の、女性には女性の役割はあるが、互いに共同し、支え合うという考え方が良いと思う
  - ・女性の社会進出がメジャーになりました。女性もしっかりとした社会的地位があります。
  - ・女性も家庭に縛られることなく、知識や教養があれば、それを生かして、仕事をしたり社会の中で活躍していいと思う
  - ・女性も仕事をしたい考えがあって当然だし、夫婦や家庭間での協力の仕方は、多様化していると思われる為。
  - ・女性も社会に出て、人とのコミュニケーションを取りたい。子育ては、2人の子どものため、2人で子育て、学校行事など協力してやりたい
  - ・性別に関係なく人それぞれに得意、不得意があるその人、家庭に合わせて選択すればよいと思う
  - ・昔のように、男性だけの給料で生活が出来る時代ではないし、シングルも増えてきているため。
  - ・昔の考えという気がする。女性も仕事をしていいと思う
  - ・昔はそれで良かったと思いますが、今は女性も活躍する時代なので、男性も家庭を手伝って欲しい。
  - ・男とか女とか性別を気にしすぎることは何もなく、できることをそれぞれ行って女性のほうも自分で仕事をする事で男性の大変さもわかる。家庭でも時間をとれるものができることを行うのがベストな生活だと思われま。
  - ・男性の一馬力で家庭を支えていた時代の考えで、今はほぼ共働き、共働きだと、その時間に合う方がやるというルールが一番
  - ・男の人も、家事ができると助かる
  - ・男の人も家事など手伝いは必要だと思います。
  - ・男の人も家庭のことを手伝える、女性も社会に出ることで、互いのこと（立場）がわかり、理解も深まるのでは
  - ・男も女も仕事をするべきです。仕事をするということは中々大変なことです。従って仕事をする大変さがわかればお互いに尊重しあえるのではないのでしょうか。
  - ・男女区別なく、仕事も家庭も両立するものだから
  - ・男女差別のようで、良い感じがしない
  - ・男性でも家事が向いている人、女性でも仕事が好きな人。人それぞれだと思うのでその家庭にベストな状態で仕事と家庭を両立するのが良いと思うから
  - ・男性の収入だけでは今の生活を維持できない。女性のほうが収入が多い場合もあるため、今の時代にそぐわない。お互いが家庭のためにできることをやるべき。
  - ・男性ももっと家庭のことを積極的にやるべきだ。女性も働いているので、その考えは、不平等だと思う。
  - ・男性も女性も、仕事をしている時代。男性も女性も、家庭を大切にしている。
  - ・男性も女性も仕事と家庭を両立して、協力し合える方が良いと考えるため
  - ・同じ条件で、働きたい。女性が働くとなると、家庭がおろそかになるという考え方はおかしい。
  - ・年々変わりゆく世代交代、背景に、古き考えは捨てるべきと思う
- 「どちらともいえない」と回答した主な理由**
- ・それぞれの家庭環境や家族構成によっても色々な考え方があると思うのでどちらともいえない
  - ・それぞれの生活環境によって変わってくると思うため
  - ・できれば私は家において子供の迎えや世話をしたいと思っています。でも、家のローン等のため共働きは、やむを得ないと思います。
  - ・育った環境が人格や性格をつくる場合もあるので大人になって適応できる大人か、向いている向いていないかもある。押し付けは何事も理解されない
  - ・共存が共にできているかが、不透明なため（協力、理解、気遣い等）
  - ・経済的に余裕があればそれでもいいと思う
  - ・今は共働きしないといけない世の中になってきているのでお互いで仕事・家事を分担していかないといけないから
  - ・今は共働きの夫婦が多いと思います。女性の社会進出により、家庭子供とのコミュニケーションが不足していると思います。
  - ・今現在、男女問わず働いている人が多いため。働くことによって、お互いの事を分かると思う。
  - ・差別だと思う。そして、男の人も家事を分担していいと思う。
  - ・仕事、収入、勤務形態、性格、生活習慣等で変わると思う
  - ・仕事は、女性でも男性でも勤まると思うが、家庭のことは男性では行き届かない部分があると思うため

- ・子どもの為に、母親が家にいてあげる事も大切だと思うが、金銭的に苦しいのであれば、女性が働くことも大切だと思う。
  - ・子育てはやはり女性のほうが気配りができる。その為、男性が働いてくれないと生活ができない。しかし、子育て全てを女性に任せるのではなく、ある程度の分担は必要。
  - ・女でも仕事をできるならすればいいけど、仕事と育児の両立は難しい気がする
  - ・女も仕事をしたいし、育児は男も参加するべき
  - ・女性が仕事をしていても、子どもが病気をしたら、大抵母親が仕事を休まざるをえないから。
  - ・女性が社会に出ていくようになってきたが、家庭にしてくれた方が、子どもは安心すると思うから
  - ・女性も外に出る事は大事。男性も家庭の仕事をするのも大事。
  - ・女性も現在働いている人も多い。子育てしながらでも同世代等、コミュニケーションを取ることも必要だと思うから。
  - ・男は仕事、女は家庭と育てられた世代ですが、モーターレーゼーション（車社会）になり女性も仕事に出、又、行動範囲も広くなり、給料等も口座振込みになり、すべてが速いスピードで進んでいるので、どちらともいえない
  - ・男は仕事とは思うけれど、女性も仕事をするのも必要と思う
  - ・男女関係なく色々な家庭事情、環境があるためそれぞれに合った勤めをすれば良いと思います。また、父も母も協力し臨機応変にしたほうがスムーズだと思う。
  - ・男女平等の視点から見れば、これは不平等にあたると思う。しかし、男性性、女性性から見ると、力仕事などは男と同じように重い物を持ち運ぶというのは、女には無理があります。ここで平等なのだから、男と同じようにしろ！では、内得出来ないものがあります。これは男性ならではの得意分野、女性ならではの得意分野があるため、その違いを尊重し、大切にすることでうまくいきます。こと、少子化が叫ばれる中、女性が安心して出産育児に取り組めるようにするのは、国の重要事項でしょう。同時に仕事をもと考えるのなら、「男は仕事、女は家庭」だけにとどまらず、社会の仕事のあり方までも考えなければならぬ問題だと思います。良い例としては、フィンランドの政策が素晴らしいと思うので、日本でも取り入れて欲しいと思う次第です。
  - ・男性がまとまったお金をかせぐことは当然で女性は家庭が中心かなと思うから
  - ・男性でも女性、性格や能力によって、できる仕事に差があるため。
  - ・働き方改革が進むなか性別役割はもう非現実的ではありますが、しかし家庭の事情もありますのでどちらともいえません
  - ・同感したいが、現在は平等の考えが多いのでは。
  - ・普段の生活の中ではややそんな感じに近いような気がします。同感するかと言ったらどちらとも言えない。
  - ・本来なら「男は仕事、女は家庭」が理想なのかもしれませんが。しかしながら時代が女性も仕事をしやすい社会進出へと移行しているため。
  - ・様々な家庭の形があるので、一概には言えないと思います。
  - ・理想は夫の稼ぎだけで十分暮らせるなら、妻は家庭のことをして暮らしたいですが、現実はそのはいかないです。
  - ・力仕事では、男性は女性にかなわないし、細やかさを必要とする家庭は、女性の方が向いていると思うが、女性に合っている仕事もあるので、どちらとも言えない
- 「わからない」と回答した主な理由**
- ・基本的には同感しますが、協力があって家庭がうまくいくと思います。
  - ・生きていくためには、お金が必要。仕事をする、できる環境があるのは、支えてくれる相手がいるから。その相手は、家庭、子育て⇒給料がない。給料=お金を稼ぐことが一番偉いというのは間違い。夫婦で助け合い、支え合う。見返りを求めない。だから夫婦平等、何が一番かはその家庭だから、わからない
  - ・男は女はと決めつけるのは良くないと思う。けど、男は仕事、女は家庭にと基本みたいになっているから。

### 各分野の平等感について

問 04(1) 男女の地位は平等だと思いますか。(家庭生活)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	25.0%	14.8%	14.6%	7.1%	14.5%	0.0%	30.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	0.0%	28.1%	14.8%	37.2%	25.0%	46.2%	33.3%	50.0%	50.0%	53.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平等	100.0%	21.9%	44.4%	25.6%	50.0%	24.1%	33.3%	20.0%	21.4%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	3.1%	7.4%	5.0%	3.6%	3.4%	22.2%	0.0%	21.4%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	3.7%	0.5%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	21.9%	14.8%	16.1%	10.7%	10.3%	11.1%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

#### 「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・まだまだ家のことは女の人がやるから
- ・家事はすべて女性がやるのがあたりまえな考え方が残っていると思う
- ・家事育児は、女性の仕事と感じる
- ・家長優先、男性優先、嫁が一番最後といつもいわれているから、夫は理解があるが、その他古い考え方が今もまかり通っていて驚く。
- ・家庭のことは、女性がやることだと私は思う



- ・家庭内の負担などは女性の負担が大きいと思う
- ・共働きでも、家庭では女性の方がやることが多い
- ・子供が具合が悪いと、どうしても母親が休むようになる。
- ・手伝ってくれるが、分担としたら女性の方が多い気がする
- ・男性は家事をあまりしないから
- ・役割が違うので、平等ではないと思う

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・「外で仕事をしてきている」という風潮は、まだ残っていると思います。
- ・お父さんには休日があっても、お母さんは365日働いているから。
- ・どちらかといえば女性が家事をするから。
- ・まだ昔の風習が残っているのかも
- ・育ってきた環境。
- ・育児の面では、何かと母親がメインだからやる人が多い。
- ・家の事をやってくれる男性は増えていますが、家事全体で見ると女性の方が多くやっているとと思うので、その分男性が学校行事等に参加してくれると平等かなと思います。
- ・家庭のこと（家事）は女性がやるものという考えが自然とできている気がするが少しずつ分担するという考えもある気がする
- ・家庭のことは女性という意識がまだ根強く残っているように感じる
- ・稼ぎ頭であるのは男である夫なので、優遇される場面が多少ある。
- ・女性が男性に従っている傾向があるのでは
- ・色々な決定権は、男性に任せる傾向があるため
- ・田舎社会は男性上位という考え方がまだ根強い
- ・優遇というより優先している。自分の年代ではそれが当然の事として身につけてしまっているところがあるのが今となっては残念

「平等」と回答した主な理由

- ・あまり考えた事はない
- ・お互いフォローし合っていないと成り立たない。
- ・お互い働いているので、分担して行っています
- ・それぞれ向き不向きの仕事がありますが、それぞれがお互いを補えばいいと思います。
- ・家事、育児は平等に行っているため
- ・家事、育児等家庭生活における分担の割合が、同等（同量）かどうかはわからないが、少なくとも地位については、互いの意見が可能な限り尊重されていると思う
- ・各家庭で違うと思いますが
- ・私自身の考え方が、平等にすべきだと思っているので、家庭内は平等にする努力をしている
- ・親世代は、男性が優遇されていると感じるが、自分は核家族だし、夫の協力も得られるので平等だと思う
- ・男性も育児に努めることが多くなってきていると思ったため

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・家内は、病弱です。
- ・妻の意見が強いです
- ・女性の方が、家庭のことをわかっているから
- ・夫の家事負担が多い

「女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・何かと頼まれそれをやらないとダメだから
- ・女性の方が強い

「わからない」と回答した主な理由

- ・お互い出来る事がそれぞれちがうから
- ・各家庭によって違うと思う
- ・男も女も、別に優遇なんてされていない
- ・平等がどうかなんか、考えたことない。

問 04(2) 男女の地位は平等だと思いますか。(職場)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	12.5%	3.7%	18.1%	10.7%	14.5%	11.1%	40.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
どちらかといえば男性優遇	100.0%	21.9%	40.7%	31.7%	28.6%	31.0%	22.2%	10.0%	28.6%	46.2%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	0.0%	31.3%	18.5%	17.6%	39.3%	29.7%	55.6%	10.0%	21.4%	30.8%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	3.1%	18.5%	9.5%	3.6%	4.1%	11.1%	20.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	3.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	28.1%	18.5%	21.6%	17.9%	18.6%	0.0%	10.0%	14.3%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.4%	0.0%	10.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

**「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由**

- ・管理職も男性が多く、女性の意見はあまり同感されないため
- ・基本給から男性のほうが高い
- ・給料の違い
- ・残業すればするほど、ほめられるから。女は帰ってから、忙しい
- ・子供が具合が悪いと母親が休むようになる。男だから仕事優先がまだある。
- ・社会的地位の向上は女性に大きくありましたが、まだまだである。
- ・女性の発言をそもそも平等にはきかない
- ・女性は家庭を優先しなければならない時もあるので、同じようにはできない事もあると思う
- ・男性は子供ができて休む必要がないから
- ・同じ仕事内容でも、優遇される
- ・役職に就くのは男性の方が多い
- ・力もあるし、残業も男性の方が多く任せ、女性は女だからと任せられないことも多い。

**「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由**

- ・お給料の差
- ・どこか片隅に「女より男が上」という雰囲気を感じられる。産休、育休明け、肩身の狭さを感じたから。
- ・まだ女性に対する評価は低く、活躍の場は少ない
- ・管理職に就いている人は男性なので
- ・給料差
- ・給料面や女性という理由での仕事があったりする。反面学校行事での休みは、取りやすくなっている。
- ・女性が活躍できる職場を心得てはいるが、やはり古くから男性が優遇されていると感じる。(家庭を支えるため給与等は差がやすい・・・)
- ・女性が産休や育休から職場に戻る際に、戻りにくい雰囲気はまだ残っていると思ったため
- ・女性が多い職場ですが、やはり役職者は男性が多いので、まだまだ結婚前の女性や子供を持つ女性には不便な環境だと思います。
- ・女性だけでまわしている雑務があるから
- ・男が多い職場だから
- ・男性のほうが昇給しやすい
- ・男性の意見が、反映されやすい。お茶くみは、女性の仕事と思われている。
- ・男性の方が給料などで、優遇されていると思うから
- ・働いているが残業や休出などは難しいので同じ社員でも残業や休出ができる男性の方が信頼はある
- ・役職に就いている方は男性の方が多いから

**「平等」と回答した主な理由**

- ・それぞれにあった業務内容になっている
- ・それぞれ向き不向きの仕事がありますが、それぞれがお互いを補えばいいと思います。
- ・そんなに変わらないと思うので
- ・介護の仕事で男女関係ない
- ・外資系の職業なので男女問わず声をあげられる環境にあるから
- ・管理職などでは男性が多いが、男性だからと優遇されていない
- ・休みの取り方や、仕事の仕方など、男女関係なく取りやすいです。
- ・私自身は女性ですが、力仕事もやりますし、男性職員であっても掃除やお茶入れをする等、特別差を感じないからです。
- ・事務関係の仕事なのでどちらも平等と感じるから
- ・女性が多い職場ではあるが、仕事の内容は男女とわず同じ仕事であるため。
- ・男女関係なく、仕事内容は全く同じだから。
- ・男女関係なく、能力に応じて配置されている。
- ・男女問わず、共同作業の職種であるため、女性がいなくても男性ができない…ということはないと思う。
- ・保育士のため、女性が多い
- ・力仕事などには差がありますが、それぞれにできることをしているから。

**「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由**

- ・うちの会社は女性がメインで働いているから
- ・急な用事（子供の急病など）で融通が利く
- ・現代は女性の意見が通りやすく、知識も高い人が多い
- ・子供の都合でたびたび休んでも大丈夫だから。
- ・私の職場は女性が多いので、男性より女性のほうが優遇されている気がする。
- ・重い体力仕事は、男性がやってくれているから。育休などは、まだまだ女性しか取らないから
- ・女性が多い職場のため
- ・女性にはパート勤務もあり、時間短縮や勤務時間が異なる。同じ女性としても、平等ではないと感じるが…。
- ・女性の方が、残業せずに帰れるから。
- ・責任者が女性であることもあって女性の意見をしっかり聞いてくれる。女性の多い仕事であることもある
- ・男性の方が、難しい仕事を任せられる事が多い。
- ・力仕事などはできるだけ男性など仕事量が多いことがある

「女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・女性中心の職場で仕事をしていた

「わからない」と回答した主な理由

- ・どちらともいえない
- ・会社によって、違うと思うから。
- ・現場の仕事で女性がいないのでわからない
- ・仕事の内容によって違うから
- ・資格取得者が強いと感じます。
- ・自営業なので
- ・出世とかでは男性の方がって思うけど、休みの点では女性の方が、子どもが急に熱が出た時、優遇されているような気がする。
- ・職場に女性しかいないので
- ・人による
- ・専業主婦なので、分からない。
- ・男性のみの職場のため分からない

問 04(3) 男女の地位は平等だと思いますか。(学校教育)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	0.0%	3.1%	7.4%	7.0%	0.0%	6.2%	0.0%	30.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
平等	50.0%	68.8%	48.1%	51.8%	60.7%	64.1%	44.4%	40.0%	35.7%	61.5%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	0.0%	7.4%	1.0%	0.0%	1.4%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	50.0%	28.1%	37.0%	35.7%	39.3%	24.8%	44.4%	20.0%	35.7%	23.1%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.7%	0.0%	10.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・校長や教頭が男の人が多い
- ・大学入試等でも女性という理由で不合格する学校があったため
- ・男性の方が多い。

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・家庭によって違うと思いますが、参観日などを見るとお母さんの出席が多く、お父さんの出席率が少ないと思います。それを見ると、男性の方が優遇されているのかなと思います。
- ・校長など男性が多く、話し合いなどは優遇されていない
- ・昔からの習慣が、そうさせている
- ・先生の数が、男性の方が多いと思う

「平等」と回答した主な理由

- ・お互いが協力し合っていると思う
- ・クラス役員、委員会活動をみてそう感じる。
- ・それぞれ向き不向きの仕事がありますが、それぞれがお互いを補えばいいと思います。
- ・できる子がやっていると思う。
- ・みんな一緒だから。
- ・以前ほど、男女の区別がなくなった気がする
- ・学校では男も女もそれほど差別がなく感じる。
- ・教育上男女差別はないと思う
- ・子ども同士、男と女と区別している意識はない。
- ・子供たちの中では平等なのではと思います
- ・出席番号は、男女混合になっている。ジャージの色も同じになっている。
- ・成績や係に、男女差はないから
- ・昔に比べたら男女ともに公平な環境にあると感じます。先生方の接し方など
- ・先生の考えが変わったから
- ・先生は女性も多いから
- ・男女の区別はあっても優遇ではないと思う

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・学校行事では、母親の方が多い
- ・先生＝女性、教頭・校長＝男性な感じがする
- ・男の子の方が走る距離が長かったり、怒られているイメージが強い。

「女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・学校行事などは、女性が多いから。

「わからない」と回答した主な理由

- ・学校行事では、男性も女性も協力し合っている
- ・学校内のことは、わからない
- ・平等にするには、子どもの精神年齢の発達や、成長期にともなう変化など、どうしても完全に平等にするのは難しいと考えてしまうから。
- ・保育現場を見ると、女性が多いので、男性と平等がよく分からない

問 04(4) 男女の地位は平等だと思いますか。(政治)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	50.0%	37.5%	29.6%	45.2%	28.6%	38.6%	22.2%	40.0%	14.3%	53.8%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	50.0%	25.0%	33.3%	26.1%	39.3%	33.8%	22.2%	30.0%	50.0%	30.8%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
平等	0.0%	3.1%	11.1%	7.0%	14.3%	7.6%	33.3%	10.0%	28.6%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	34.4%	22.2%	20.1%	14.3%	19.3%	22.2%	20.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・T V、雑誌他でしか情報はわからないが、どう見てもどう考えても男性優遇だと思う
- ・T Vで見る国会討論では、男性より女性の政治家が圧倒的に少ないから。
- ・そういう日本の風潮なので
- ・つい最近、女性政治家は妊娠、産休がとれないと、ニュースでやっていた。
- ・トップも男性
- ・ニュースを見ていると女性政治家の発言が軽視されていると感じる時があるから
- ・ほとんどが男性だから
- ・まだまだ女性の意見は弱い(通らない)
- ・やっぱり男の人が多い
- ・意見が通るのは、男性の方が多いから
- ・議員になる女性が少ない。困難なことが多い。
- ・客観的にみて、男性の意見が尊重されているように思えるから。
- ・今では少し女性の意見も通っているようだが、そう簡単に男社会は変わってない。
- ・社会的地位の向上は女性に大きくありましたが、まだまだである。
- ・首相の女性なし
- ・女性に不平等な発言が多く挙がることあるため
- ・女性の意見は通らない。
- ・女性の進出が少ない、教の面でその様に見える
- ・女性の政治家は、少ないと思うので。
- ・政治の世界では、昔から変わろうとしていないため
- ・昔ながらの考えなのか女性の活躍が感じられない
- ・大臣になるのは男性のほうが多いから
- ・男性の方が、重要な役割を任されている

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・テレビ等で見ると、男性政治家の方が優遇されているように見えるから
- ・ほとんど男性
- ・まず、政治に参加するという考えから、たとえ考えを訴えても、古い考えの男性政治家に伝わる気がしない。特に石川町は男性が強いと思う。何も変わる気がしない。
- ・まだまだ女性の権利の主張はむずかしいと思う。女性が少数であることが全体を見ていると思う
- ・やはり男性が多いと感じる。私としては女性が増えたらうれしい
- ・以前にくらべ、女性議員も増えましたが、まだまだ男性の方が優遇されていると思います。
- ・以前に比べ女性議員も増えましたが、まだまだ男性のほうが優遇されていると思います
- ・国会を見ていると男性の方が発言力があるし表舞台に出ていると思います。女性も頑張っていると思いますが
- ・女性が少ないから。
- ・女性よりも男性の意見が優先されている気がする。
- ・女性議員が少ない
- ・女性議員も増えているが、男性の方が多い
- ・政治に関心を持つ女性はまだまだ少なく、又なかなか政治に参画する機会も女性は少ない
- ・話題性を求める時には女性を矢面に立たせるが、重要なポイントには入れていない。

「平等」と回答した主な理由

- ・女性の発言の機会が増えてきたと思う
- ・女性政治家も増えてきている

- ・政治で男女平等でなければ社会全体が平等とは言えなくなってしまう
- ・政治の上でも男女は関係ない
- ・男性議員の数が多いの問題

「女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・候補者の男女比率から考えると
- 「わからない」と回答した主な理由
- ・あまり関わっていないから
- ・あまり興味がない
- ・女性に対する問題発言等はよく耳にするが、かといって、男性が優遇されているようにも思えない。

問 04(5) 男女の地位は平等だと思いますか。(法律や制度)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	6.3%	3.7%	9.5%	0.0%	6.9%	11.1%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	0.0%	15.6%	14.8%	16.6%	17.9%	22.1%	0.0%	30.0%	21.4%	23.1%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	100.0%	28.1%	40.7%	22.1%	50.0%	35.2%	66.7%	40.0%	64.3%	53.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	6.3%	7.4%	7.5%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	7.4%	1.0%	7.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	43.8%	25.9%	41.2%	25.0%	31.0%	22.2%	10.0%	7.1%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・そう作られていると思う。(昔に作られているから)
- ・改正なく今に至っているもの等、女性には優遇されていないものもあると思う。
- ・結婚していれば男性が世帯主になる。施主なども
- ・女性目線の制度はまだまだ少ない
- ・被害者の男女比。

「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した主な理由

- ・まだ、がらりと変わったのはなく、平等な感じがしない
- ・育児や育休などはあるが、まだ女性が取ることが多い
- ・婚姻等に関することなどは男女において、その扱いに差があったと思うから(今は、ないかもしれないが)
- ・出産、子育ての制度を、もっと手厚くして欲しい
- ・昔と比べれば男女均等と言われてきているのですが、まだまだなのかと。
- ・日本はまだ男性社会のような気がするから

「平等」と回答した主な理由

- ・憲法に規定されているから
- ・現在の時代では平等だと思うから
- ・世の中の思い込みや偏見はあるだろうが、法律や制度上は平等だと思う
- ・男女雇用機会均等法など制定されているから
- ・男女平等でなければ、それは法律や制度ではないと思ったから
- ・男女平等に改正されつつある
- ・男性だけでなく、女性にも関わる法律や制度が多いと思うため
- ・法律や制度では平等だと思うが、実際は違っている気がする
- ・法律や制度は、平等だと思う。それが認知されているのは、別だが。

「どちらかといえば女性が優遇されている」と回答した主な理由

- ・セクハラ、パワハラで何でも適用される
- ・育休などは、男性より女性がとるもの。という感じが今に強い。
- ・出産、育児に関した制度は、女性の方がとりやすい。
- ・男性を守る法はないと思います

「女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・弱者として扱われる。
- ・女性を大切に考える考えが、尊重されてきている。
- ・母子家庭と父子家庭の制度が違う

「わからない」と回答した主な理由

- ・気にならない。
- ・広い範囲で考えれば平等になってきてはいるかもしれないので、どちらともいえない
- ・考える機会が、あまりない
- ・日常で深く考えたことがなかった
- ・法律も制度もたくさんあり、判断が難しい。

問 04(6) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会活動)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	9.4%	3.7%	7.0%	3.6%	7.6%	0.0%	20.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	100.0%	12.5%	29.6%	20.6%	14.3%	32.4%	0.0%	40.0%	64.3%	30.8%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	0.0%	31.3%	33.3%	24.1%	39.3%	28.3%	55.6%	20.0%	28.6%	15.4%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	3.1%	7.4%	3.0%	3.6%	4.1%	11.1%	0.0%	7.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	43.8%	22.2%	43.7%	39.3%	26.9%	33.3%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・集まりに参加するのも男性（祭り、消防等）
- ・女性が前に出ると白い目でみられる。発言も軽視
- ・女性は、家庭もあるから
- ・地域の集会に女性が行くと、あまりいい顔で見られない。

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・家事、子育て、働く時間の確保が大変。時間的制約。
- ・各組織の代表者は、男性の方が多いのでは？
- ・活動に出るのは、男性だから
- ・古くからの習慣が根強くある
- ・公共の場では男性の方が多い（あいさつなど）
- ・社会活動で役職をもっている人は、男性が多い。
- ・女性が活動する場は少なく、意見を発信する場面もないように思う
- ・女性が参加しにくい環境があるため
- ・男性の意見が通るから
- ・男性指導者の方が多い
- ・地域の色々な組織の役員構成等から伺える
- ・役員となると男性が多いかもしれません。でも優遇ではなくあの人だったらと選ぶと男性が多くなっているのかもしれない。

「平等」と回答した主な理由

- ・NPOの活動が多く聞かれているのをみると、女性の働き方も多くみられている。
- ・活動の内容で同じ位だと思う
- ・活動自体は、どちらも自由に出来ているように見えます。
- ・現在の時代では平等だと思うから
- ・行事、役員等は男女どちらも良くなっている
- ・最近、ようやく平等になってきたと思う。
- ・最近男女関係なく色々な活動があるので平等になったと思います
- ・社会活動をしている人が、男女にいると思う
- ・女の人も、出てきて活躍しているから
- ・女性も頑張っているから
- ・女性も進出している
- ・色々な行事に、男性も女性も参加しているので、平等だと思う
- ・男女平等でボランティアなどできると思う
- ・男性も女性も積極的に参加していると思う

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・ほとんど旦那が町の草むしりなど行っているのだから
- ・ボランティア活動等においては女性が多数活躍している
- ・やはり男性にしかできないことがあるから
- ・レディースデーなどがあるから

「わからない」と回答した主な理由

- ・あまり参加したことがない
- ・活動によって、平等であるかも変わると思う。
- ・活動の内容によるため
- ・気にしたことがない。

問 04(7) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会通念、しきたりや慣習)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	9.4%	14.8%	20.1%	14.3%	24.8%	22.2%	30.0%	28.6%	15.4%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	50.0%	21.9%	51.9%	31.7%	46.4%	43.4%	55.6%	50.0%	50.0%	23.1%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	50.0%	40.6%	7.4%	10.1%	14.3%	14.5%	11.1%	10.0%	14.3%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	0.0%	3.7%	1.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	25.0%	22.2%	36.7%	21.4%	15.9%	11.1%	10.0%	7.1%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	50.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・しきたり、習慣など、特に神事に関わる事は女性は入れない事があるから
- ・しきたりや習慣に捉われているから
- ・やっぱり男を立てないとダメな空気。リーダーは男ばかりだし。特に田舎はダメ
- ・一般的に男性が仕切っていると思うから
- ・共働きなのに、家事を「手伝う」という表現がされること。男性が主体であっても、良いのでは。
- ・仕方ないことだと思う。
- ・時代にそぐわない。
- ・時代背景的なものの、封建制的考えが根強く残っている。
- ・女性の意見で、しきたり、習慣が変わる事が少ない。
- ・跡取りは男性でなければとか、男性から始まる…みたいな事が多い。
- ・男性が社会を作ってきたように思えるから。
- ・男性を立てる。大黒柱との考えがあるのでは
- ・田舎に行けば行くほど、「しきたり」を重んじている。
- ・日本の風潮

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・「昔から」とか言う年上が多い。
- ・お坊さんや宮司も、男性の方がやっているのが多い
- ・まだまだ、男なんだから、女なんだからと言われる風潮がある。
- ・まだまだ男性優遇のしきたりが残っていると思う。なかなかやぶれないのが通念やしきたりだと思う
- ・行事や冠婚葬祭などに、特に差を感じる
- ・高齢者ほど男性だからという考えが多いと思う
- ・子育てに関しても、女性トイレのみにベビーシートがついていたり、女性が子どもをみるもの、というような習慣がまだ抜けていない
- ・時代の変化もあるが、昔からの考え方も大切
- ・昔からの風習などで、女人禁制が今も存在するから
- ・男の人をたてるという習慣は、良くも悪くもあるから
- ・男性社会が根強くまだ残っている
- ・地方に行けば行くほど男尊女卑な習慣があるように感じる
- ・伝統はやむを得ない
- ・優遇はされている場が多いと思いますが、その分責任も大きいように感じるので、不平等感を感じません。

「平等」と回答した主な理由

- ・あまり考えたことはありませんが同じくらいだと思うからです。
- ・しきたりや習慣の面などは、男女関係があまりないと思ったため
- ・古くからあるのは偏っていることが多いがその偏りがトータルすると平等のように思う
- ・今は昔と違い、皆さんのお蔭で、随分平等になっているのじゃないでしょうか。
- ・男女ともにそれなりの偏見はあると思う
- ・男女関係ないと思うので
- ・男性、女性、地域によってそれぞれ色々なしきたりや役割があると思うので不平等とは思いません

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・女性のほうが強いから
- ・女性の方が、個性を出すから

「わからない」と回答した主な理由

- ・あまり感じたことはない
- ・しきたりなどは色々あると思うので
- ・それは男女ではなく、人としてだと思う。家庭環境や育ち方。
- ・今と昔では考え方が違うと思う
- ・地域によっては、女性がどうしても自治活動に出なくてはならないとかある。
- ・地域によって違う

問 04(8) 男女の地位は平等だと思いますか。(県や市町村の行政の場合)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	6.3%	7.4%	14.6%	3.6%	11.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	0.0%	15.6%	37.0%	19.1%	21.4%	28.3%	0.0%	30.0%	42.9%	38.5%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	100.0%	31.3%	29.6%	21.1%	50.0%	30.3%	55.6%	20.0%	50.0%	38.5%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	2.1%	0.0%	10.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	0.0%	3.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	46.9%	22.2%	42.7%	25.0%	28.3%	44.4%	20.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・しきたりや習慣に捉われているから
- ・女性が市長になったりしていないし、県議会や区議会でも大抵は男性が仕切っている感じがするから。
- ・女性が暮らしやすい地域とはあまり思えない
- ・女性の意見が通らない
- ・女性の活動が、まだ少ないと思う。
- ・女性より、男性の方が役職等が多い気がする
- ・職員も男性が多い。

「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・ちょっとまだ男性の方が大きい顔をしているとか…女性をもっと堂々としてもいいと思う。
- ・もう少し女性や子ども、若い人たちの声をきくべきと思うから
- ・見る限りでは外廻りの職員に女性が目立つ
- ・現在は女性も役職についているが、権利と義務的な要素がいなめないと思う（やはり女性の下につくことに抵抗感があるのではないか？）
- ・実際、男性のほうが多い（市町村長など）
- ・女性が活動する場は少なく、意見を発信する場面もないように思う
- ・女性が行政の場で、活躍していない。
- ・女性が行政の場にいることが少ないと思うから
- ・女性管理職の割合の低さ

「平等」と回答した主な理由

- ・行政は平等になっているような気がする。そうであって欲しい（希望）
- ・女性が働きやすくなったと思う
- ・女性も増えてきているように見えます。
- ・段々平等になってきているような気がする
- ・男女関係ないと思う

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・ひとり親で、父親の行政サポートは、あまり聞かないから
- ・産休産後休暇等、休みが取れるから。男性が休むことがあるけど、女性が休暇を取ることが多いと思う。
- ・小さい子供がいると先に帰らせてもらえたりするから

「わからない」と回答した主な理由

- ・産前、産後休暇については女性は優遇されているとは思いますが、その他は良くわからない。
- ・女性が活躍できる場面が増えてきているような気もします。
- ・職員採用の時の条件に、性別がなければ平等だと思う
- ・地域の区長は、男しかいない

問 04(9) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会全体)

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男性優遇	0.0%	15.6%	3.7%	17.1%	7.1%	12.4%	0.0%	20.0%	7.1%	38.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば男性優遇	100.0%	31.3%	48.1%	40.2%	32.1%	47.6%	33.3%	50.0%	57.1%	30.8%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%
平等	0.0%	12.5%	18.5%	14.1%	28.6%	15.2%	33.3%	10.0%	28.6%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
どちらかといえば女性優遇	0.0%	3.1%	11.1%	1.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性優遇	0.0%	37.5%	18.5%	25.6%	32.1%	22.1%	33.3%	20.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「男性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・子育ての比重がまだまだ母側にある
- ・男女平等とは言っているが、男性の方が上である。



- ・日本全体を見ると男性優位の社会です！！
- 「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した主な理由
- ・アナウンサーもメインキャスターには女性も増えてきていますが、政治の面では男性が多いので社会全体となるとやはり男性優遇ではなく優位のイメージあり。
- ・そう感じる人が多いが、場合によっては女性が優遇されることが多い場合もあると思う。(例えば、物を買う時の割引など)
- ・やはり力や体力的に、男性が強い気がする
- ・何でも男性が多いから
- ・会社関係が少し男性よりだと感じます。
- ・議員などは男性が多いから
- ・強く意見する女性が少ない。
- ・見る限りでは外廻りの職員に女性が目立つ
- ・最近随分平等化が進んでいるように思いますが、もう少しという感じがします。
- ・社会も女性も進出してくれていると言っても、優遇は男性の方
- ・女性の結婚、出産などの職場の理解は、まだまだかなと思う。そして子どもができないのは、女のせいになりがちなもの。
- ・女性は家事、育児、結局、家庭と言うイメージ
- ・全体という面では、まだまだのような気がする
- ・男性の方が、外に出る機会が多いから。
- ・平等にしようという意識もあるが、昔の名残などで男性の方が優遇されていると思うから

「平等」と回答した主な理由

- ・社会で男女平等をうたっているのだから、平等になっていると思う
- ・社会的には女性が活躍できる場が増えて良いと思います
- ・社会風習が変わった
- ・全体的には平等に近いのでは
- ・男女平等の動きが出てからは、会社も休みやすくなった。
- ・男女両方の意見を、平等に取り入れているように思うから。
- ・男性には決定権とそれに伴う責任が多く、女性にはその両方が少ないことで、結果的に平等だと思う。しかしそういった結果的平等が決定権と責任を男女双方で同じように負っていくという平等になるべきだと思う
- ・偏りがあるような事柄をトータルに平均すれば平等のように思う

「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と回答した主な理由

- ・女性には、優しい人が多いと思う
- ・女性の為のという言葉をよく聞くが、男性はあまりないから
- ・男性は休みがとりにくい

「わからない」と回答した主な理由

- ・どちらともいえない
- ・まだまだ知らないことが多い
- ・状況によって異なると思う。

問 05 もしあなた(男性の場合は、妻など身近な人)が県や市町村から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか。

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
積極的に	0.0%	0.0%	3.7%	2.5%	0.0%	1.4%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
余裕があれば	50.0%	9.4%	18.5%	11.1%	25.0%	17.2%	11.1%	20.0%	7.1%	38.5%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
知識や能力がある分野なら	0.0%	15.6%	3.7%	13.1%	21.4%	15.9%	22.2%	20.0%	35.7%	7.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
断る	50.0%	50.0%	55.6%	63.8%	39.3%	52.4%	55.6%	30.0%	35.7%	46.2%	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	25.0%	18.5%	8.5%	14.3%	12.4%	0.0%	30.0%	14.3%	7.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

「積極的に就任する」と回答した主な理由

- ・より良い町になってほしいので協力できることはやりたい
- ・石川町にもっともっと住みやすい環境にしてほしいから。
- 「時間などに余裕があれば就任する」と回答した主な理由
- ・何かを犠牲にしてまでは、やらない。
- ・興味があるから
- ・幸せに暮らしたいから
- ・今現在は仕事、育児で手一杯のため
- ・参加することはよいが、子どもの世話など時間帯が難しいと思う
- ・時間に余裕があれば協力したい

- ・出来るだけみなさんのために協力したいと考えますが、仕事や家庭をないがしろにしない程度で協力したいと考えます。
- ・役に立てることはします
- 「知識や能力がある分野なら就任する」と回答した主な理由**
  - ・興味があるから。
  - ・自分の考えに対して、他者がどう思うのか、色々な立場の違いで考え方が異なると思うので、聞いてみたいから。
  - ・自分の知識や能力で役に立てることがあるのなら協力すべきだと思うからです。
  - ・女の人ならではのわかる部分であれば
  - ・女性には家事がありそれに協力してくれる人が家族にどうかで変わると思う
  - ・世の中、社会の為に役立つならばOKする
  - ・責任を考えると知識が必要です
- 「断る」と回答した主な理由**
  - ・あまり人前で話すのが、得意ではないから
  - ・これからの人生を楽しみたい
  - ・そのような能力がない
  - ・とても自分が務まるとは、思えないので。
  - ・委員になって意見を述べても変わるとは思わないので
  - ・育児、仕事があるので、手が回りません。
  - ・会社や家庭があるから
  - ・関わりたくないから。
  - ・興味ない
  - ・向いていない。もっと他の分野でがんばりたい。
  - ・就任しても、自分の意見なども通らないと思うので
  - ・責任が生じる事だし、県や市町村のことを考える自信がないから。
- 「わからない」と回答した主な理由**
  - ・その時にならないとわからない
  - ・市町村がもっとよくなって欲しいと思うが、能力が役に立てるか分からない
  - ・状況による
  - ・聞く耳を持っている人がいれば、参加したい

女性の意見反映について

問 06 あなたは女性の意見が政治や行政に反映されていると思いますか。

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
十分反映	50.0%	0.0%	0.0%	2.0%	3.6%	1.4%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
まあまあ反映	50.0%	21.9%	40.7%	19.6%	39.3%	28.3%	55.6%	10.0%	57.1%	30.8%	33.3%	0.0%	100.0%	100.0%
あまり反映されていない	0.0%	37.5%	22.2%	39.2%	21.4%	37.2%	33.3%	60.0%	21.4%	30.8%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%
まったく反映されていない	0.0%	15.6%	11.1%	11.6%	7.1%	7.6%	0.0%	10.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	25.0%	25.9%	26.6%	28.6%	22.8%	0.0%	10.0%	14.3%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	2.8%	0.0%	10.0%	7.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「十分反映されている」と回答した主な理由

- ・今の政治もそうだから

「まあまあ反映されている」と回答した主な理由

- ・ある程度反映されていると思うから（保育問題など）
- ・育児の部分では、反映されてきたと思う
- ・今は社会的に女性の意見を取り込もうとしてくれているように感じるから
- ・時代と共に、育児休暇や時短、生理休暇等、取りやすくなっていると思う
- ・女性の意見も取り入れられていると思う
- ・女性も政治の人が増えてきたと思う
- ・女性議員が活躍しているからです
- ・少しずつ反映され、女性が働きやすい環境になってきている。
- ・声を聴いてもらえるようになったから
- ・男性から見た女性、女性のために…みたいなきっかけが多いかな。女性目線の意見もどんどん入れて欲しい。
- ・男性の意見が常に十分反映されているわけではないので、そこに差がはっきりあるとは思えない
- ・男性の育児など
- ・保育園や出産などの制度が変わった

「あまり反映されていない」と回答した主な理由

- ・まだまだ女性の声を聞く耳を持ってくれないのもあると思う
- ・意見を言っても、取りあげられたところで反映されていない。「取りあげたのだから」そこで終了。

- ・育児に対して、もっと意見を聞いて欲しい。
- ・一部だけのような気がする。
- ・今の政治家をみると男が中心です
- ・仕事と子育ての両立や、育児休暇取得など、実際には不平等なことが、あまり改善されていないと思う
- ・子育てしながら働く女性が暮らしやすい社会とは言えない
- ・子育てや介護の面で、本当にしてほしいサービスがなく、金銭面でのサービスしかないように思う
- ・市町村等では女性議員が少なく、反映されていないから
- ・女性が働きやすい環境などに、追いついていないから。
- ・少子化とかいいつつ社会復帰するときに働くところがない

「まったく反映されていない」と回答した主な理由

- ・ほとんど意見なんて聞いてもらえない。
- ・古い時代の人が多いから。
- ・男性の意見が多くて、通してもらえない

「わからない」と回答した主な理由

- ・TVも新聞も切り取り方次第だから本当のところは知りようがない。
- ・気にしてみたことが、あまりないので
- ・興味ない
- ・現状が当たり前で、女性の意見がどこに反映されているのかわからない
- ・行政で決まったとしても実現されるまでに時間がかかる
- ・女性の意見が反映されているものがよくわからないため

就労について

問 07 あなたは収入のある仕事をしていますか。

問 08 あなたが働いている主な理由をうかがいます。

問 09 あなたが現在、仕事をしていない主な理由をうかがいます。

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
<b>現在している</b>	100.0%	84.4%	100.0%	90.5%	92.9%	89.0%	88.9%	70.0%	64.3%	38.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
自分が生計の中心だから	100.0%	3.1%	48.1%	17.1%	71.4%	6.2%	66.7%	10.0%	21.4%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生計の中心ではないが、自分が働かないと生活が成り立たないから	0.0%	31.3%	18.5%	37.7%	14.3%	37.9%	0.0%	40.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
今の家計の状態をよくしたいから	0.0%	28.1%	14.8%	25.1%	0.0%	25.5%	0.0%	10.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
自分の能力・技術等を活かすため	0.0%	12.5%	3.7%	3.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経済的に自立するため	0.0%	0.0%	14.8%	2.5%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会に役立ちたいから	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	2.8%	11.1%	0.0%	14.3%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病気や老後の蓄えのため	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	4.8%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	9.4%	0.0%	3.5%	7.1%	6.9%	0.0%	10.0%	7.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<b>以前していたが今はしていない</b>	0.0%	15.6%	0.0%	9.0%	3.6%	9.0%	11.1%	30.0%	35.7%	61.5%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
家事に専念したいから	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自分が働かなくても安定した収入があるから	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもを預けるところがないから	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
家族の理解や協力が得られないから	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
家事・育児との両立が困難だから	0.0%	3.1%	0.0%	4.0%	0.0%	2.1%	0.0%	10.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病人や親などの介護があるから	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
定年退職したから	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.7%	30.8%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	12.5%	0.0%	2.5%	3.6%	2.1%	11.1%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
<b>今までしたことがない</b>	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
家事に専念したいから	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<b>無回答</b>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子どもを預けるところがないから	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「働いている主な理由」

- ・家庭でのストレス発散
- ・子どものため
- ・自営業だから
- ・自営業の夫のサポート
- ・自分の収入で使う分野が決まっている
- ・辞める理由がない。辞める必要もない。
- ・社会貢献のため

「現在、仕事をしていない主な理由」

- ・育児などを優先させると、その時間に合う職が見つからないため
- ・今はアルバイトのような仕事についている
- ・子供の送り迎えのため
- ・就職活動中
- ・出産したばかりだったから
- ・妊娠中だから。

問 10 男女共同参画社会の実現は、あなたの生活や社会にとって大切なことだと思いますか。

	20代		30代		40代		50代		60代		70歳以上		無回答	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大切だと思う	100.0%	62.5%	44.4%	58.8%	67.9%	63.4%	66.7%	80.0%	92.9%	76.9%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%
大切だと思わない	0.0%	3.1%	3.7%	0.5%	7.1%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0.0%	31.3%	40.7%	38.2%	25.0%	31.7%	33.3%	20.0%	7.1%	15.4%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	3.1%	11.1%	2.5%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

「大切だと思う」と回答した主な理由

- ・1人1人の人格を尊重していくためにはとても大切だと思う
- ・お互いにいきいきと暮らすことができるなら、美しい社会だと思う。
- ・どちらかが優遇されること事態おかしいと思うから。
- ・どちらかというのだが。未婚女性もいるので、女性の自立は、大切だと思うから。
- ・とても大切です。このように男女共同参画の実現ということで問題にさせていただくことによって私達の未来を切り開いているのです。感謝します。
- ・まずは考えを述べる、発信する、理解を得る、実現するなため意思表示は大事
- ・まだまだ男性>女性という感じは根強いと思うから
- ・みんな平等にするため。
- ・安定した生活や収入を得たいから。
- ・育児中の女性が孤立し最悪の事態にならないためにも必要では？
- ・共同参画の対象範囲を、どこにするかだと思う。共働きしないと生活できない雇用情勢、妻の給料が、ほぼ保育料にスライドしてしまう。子育て支援…。改善の方向に向かっているのは分かるが、家庭内の男女共同参画の実現は、出生率を改善し、離婚率の減少も期待できる素敵なことだと思う。
- ・協力して、目的を達成することは大切だと思う
- ・区別なく生きやすい生活環境にするため
- ・現在は、男だから女だからなんて言っていない時代です
- ・参加できる権利や担うもの大きさは、男女平等であるべきだと思うから
- ・子どもの将来のため
- ・時代に合わせていくように
- ・自分のスキルを活かせる場があるのなら、大切だと思うから
- ・自分の自立のために大切なことであると思う。
- ・実現すれば、もっと良い社会になると思うから
- ・実現すれば、周り全体が変わると思うから
- ・収入のある仕事ができれば、子供の将来・未来がもっと開ける。
- ・助け合いは大切だから
- ・女性でも休めない日が多々あるので、男性も休みがとりやすいように
- ・女性の意見は今だに偏見で見られたり、生意気！余計な事を！というとらえ方をされることも多い。世の中を変えていくには、男女が共に認め合いながら住みやすい社会を作っていくことが大事だと思う
- ・女性の意見も聞いて通しておかないといけないと思う
- ・女性の意識も変えていかなければ、変わっていかない。
- ・女性の視点や経済効果は、社会に影響があるから考えるから
- ・女性も社会の担い手として、活躍できる世の中になってほしい
- ・将来、自分の子ども達が社会に出た時に、よりよい環境で働かせてあげたいため。
- ・将来の子どもたちが働きやすいようにしてあげたいです。
- ・色々な形があつていいと思うので、やりたいと思う人がやれない環境は、いい環境とは言えないから。

- ・世の中は男と女が半数ずつです。平等が一番です。
- ・性別を選んで生まれたわけではない
- ・全員のための社会なのだから、全員の意見をきくべきだから
- ・大切だと思うが、何をどうすれば良いかわからない。
- ・大切な事だと思う。特に若い世代に意識の向上や日頃からの教育が必要と思う
- ・男だけ、女だけの世の中じゃないので、男女共同参画は大切
- ・男と女の性差を認め平等に生かしてこそよりよい社会になる
- ・男女が平等な社会になる上で、大切だと思います。
- ・男女の別なく個人の意見を尊重していくことは大切だと考えるからです。
- ・男女関係なく、誰しものが世の中に貢献できていると感じることができれば、気持ちも豊かになると思うから。
- ・男女共に社会とのつながりを持つことは、必要だと思う
- ・男女差別のない環境が良いと思うから。
- ・男女差別のない社会になることにより、女性も働くことなどに苦痛を感じることなく過ごすことができるため
- ・男女様々な意見があるが、互いに尊重し合うため
- ・男女両方の意見を出し合うことで、暮らしやすい町にしてほしい。
- ・男性ばかりが優先や女性がやってあたりまえはなくてほしい。
- ・男性も女性も、その性別を理由に、望まない差別を感じる人が多いのであれば、やはり改善が必要と思うから
- ・男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会が実現されることは大切だと思います
- ・男性も女性も意欲を持って社会で活躍できたらよい社会になると思う。
- ・年配の方の意識を変えていく必要がある。
- ・夫婦はお互い協力し対等な関係で家庭を営むことが当たり前である社会でありたいから
- ・本当の意味で平等になりたいから

#### 「大切だと思わない」と回答した主な理由

- ・大切だが実現できるとは思えない
- ・男女平等などと言っている取り上げている段階で平等でなくなる気がします。男の人がいて女の人がいてお互いに意識することでよい世の中だと思うのでそもそも男と女は違うことを取り上げる必要がないと思います。

#### 「わからない」と回答した主な理由

- ・「男女平等」と「過疎化・少子化の防止」を同時に追うのは、やや矛盾があると思うのだが。
- ・それほど大切とは思わないので
- ・どう生活が変化するのかわからないから
- ・何をしても、変わらないだろう。
- ・実現した時のイメージがわからない
- ・女性が社会に進出する事は大切だと思います。男性にも役割を増やさないと、女性ばかりに負担が大きくなると思います。
- ・人口の少ない田舎では、難しいから。
- ・生活に影響がないから
- ・大切かどうかより、そうせざるを得ない時代なのでは？
- ・男には分からない部分があると思う。逆もありうる。
- ・男女共同というものに、疑問がある。男性は男性、女性は女性の持っているものや個性を生かしていくことの方が良いと思うので。ただ共同で生まれるものに期待したいので、どちらが良いかわからない
- ・男女共同参画は、当たり前のこと。「実現」ではなく、男女共同参画を風土とするのが望ましい。
- ・男性でも女性でも考え方はそれぞれあると思うから
- ・働きたい人もいれば、家庭が一番と思う人も多いので何とも言えない。

○石川町男女共同参画推進条例

平成16年3月31日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

(1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。

(2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。

(5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。

(6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたり、国、県及び他の自治体と広域的連携を図るとともに、町民及び事業者との協働に努めるものとする。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画に関する理解を深めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画の体制の整備を積極的に進めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を侵害する行為、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為）を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、

男女間による身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、町民の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(広報活動)

第9条 町は、男女共同参画に関する町民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動に努めるものとする。

(教育の推進)

第10条 町は、町民があらゆる機会を通じて男女共同参画への関心と理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育学習の推進に努めるものとする。

(町民等に対する支援)

第11条 町は、町民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民相談等)

第12条 町は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害等に関する町民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等の連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第14条 町長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、石川町男女共同参画推進委員会を設置するこ



とができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 石川町男女共同参画推進委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	区分
小林 典子	委員長
矢吹 重光	副委員長
小池 幸子	委員
高原 一紀	委員
星 和世	委員
矢内 秀和	委員

○石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則

平成14年3月29日

規則第1号

改正 平成15年3月31日規則第2号

平成19年3月30日規則第1号

平成21年3月31日規則第6号

平成26年3月31日規則第2号

(設置)

第1条 石川町男女共同参画プラン（仮称）を策定するため、石川町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石川町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、副町長のほか次の各号のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 女性関係団体等の代表者
- (3) 教育関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもってあてる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会設置から計画策定完了までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、次の各号に掲げる事項について調査及び研究をする。

- (1) 計画骨子の作成，検討及び素案の作成
- (2) 計画書の原案作成
- (3) その他，計画案策定に関すること。

- 2 作業部会は、別表に掲げるものをもって組織する。
- 3 作業部会は、福祉担当課長が招集し主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し決定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

所 属	職 名
総務課	総務係長
地域づくり推進課	まちづくり推進係長
町民生活課	町民係長
産業振興課	農政係長 商工観光係長
教育課	学校教育係長 生涯学習係長
保健福祉課	児童福祉係長 高齢福祉係長 健康増進係長

## ○男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会



の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものと

する。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

男女共同参画の国内外の動き

年	日本の動き	世界の動き
1975 (昭和 50 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</li> <li>・「義務教育諸学校等女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保育士等の育児休業に関する法律」成立 (1976 年 4 月施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年・「国際婦人年世界会議」開催 (第 1 回世界女性会議 メキシコシティ)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> </ul>
1976 (昭和 51 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の一部を改正する法律の施行 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年始まる (~1985 年)</li> <li>・ILO (国際労働機関) 事務局に婦人労働問題担当室を設置</li> </ul>
1977 (昭和 52 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」を策定</li> <li>・国内行動計画 前期重点目標決定</li> <li>・国立婦人教育会館 (埼玉県嵐山町) 開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の 10 年」世界会議等採択</li> </ul>
1978 (昭和 53 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中平和友好条約調印</li> </ul>
1979 (昭和 54 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際児童年・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択・東京サミット開催</li> </ul>
1980 (昭和 55 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」に署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の 10 年中間年世界会議」開催 (第 2 回世界女性会議 コペンハーゲン)</li> <li>・国連婦人の 10 年後半期行動計画プログラム採択</li> <li>・イラン・イラク戦争</li> </ul>
1981 (昭和 56 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内行動計画後期重点目標決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際障害者年</li> <li>・ILO 第 156 号条約及び第 165 号勧告「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択</li> <li>・女子差別撤廃条約発効</li> </ul>
1982 (昭和 57 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃委員会設立</li> </ul>
1983 (昭和 58 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣閣議において審議会等への婦人登用促進を発言</li> </ul>	
1984 (昭和 59 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍法、戸籍法一部改正・施行 (父系血統主義から父母両系血統主義へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界人口会議」(メキシコシティ)</li> <li>・国連婦人の 10 年エスカップ地域政府間会議を東京で開催</li> </ul>
1985 (昭和 60 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法成立 (1986 年 4 月施行)</li> <li>・女子差別撤廃条約批准</li> <li>・国民年金法の一部改正 (第 3 号被保険者)</li> <li>・家庭科教育のあり方についての改正の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際青年年</li> <li>・第 3 回世界女性会議開催 (ナイロビ)</li> <li>・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)を採択</li> </ul>
1986 (昭和 61 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法一部改正施行 (女子保護規定の緩和等)</li> <li>・機会均等調停委員会を設置</li> <li>・婦人問題企画推進有識者会議を設置</li> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・高校の家庭科男女共修決定</li> </ul>	
1987 (昭和 62 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西暦 2000 年に向けての「新国内行動計画」策定</li> <li>・配偶者特別控除制度創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の地位委員会開催 (ニューヨーク)</li> </ul>
1988 (昭和 63 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法の一部改正 (労働時間短縮等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 7 回女子差別撤廃委員会開催 (ニューヨーク)</li> <li>・日本の「女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告」を審議</li> </ul>
1989 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新学習指導要領」告示 (技術・家庭が男女共通履修に改定、平成 5 年度から実施)</li> <li>・内閣に史上初の女性閣僚 2 名入閣</li> <li>・男女雇用機会均等法施行規則等の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連総会「子どもの権利条約」採択</li> </ul>
1990 (平成 2 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての全国会議」開催</li> <li>・老人福祉法の一部改正 (市町村等に老人保健福祉計画の策定義務付け)</li> <li>・生涯学習振興整備法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際識字年</li> <li>・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>
1991 (平成 3 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」</li> <li>・「育児休業等に関する法律」成立 (平成 4 年施行)</li> <li>・公務員採用試験における女子の受験制限がなくなる</li> </ul>	
1992 (平成 4 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初の「婦人問題担当大臣」誕生</li> </ul>	
1993 (平成 5 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初の女性衆議院議員議長の誕生</li> <li>・パートタイム労働法制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議開催「ウィーン宣言」</li> <li>・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>

年	日本の動き	世界の動き
1994 (平成 6 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会と男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画推進本部の発足</li> <li>「子どもの権利条約」批准・初の女性最高裁判所判事の誕生</li> <li>男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正</li> <li>高校の家庭科男女必修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際家族年・女子差別撤廃委員会の開催 (ニューヨーク)</li> <li>国際人口・開発会議 (カイロ) (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)</li> </ul>
1995 (平成 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO 第 156 号条約 (男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約) 批准</li> <li>「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択</li> <li>第 4 回世界女性会議開催 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択</li> <li>北京女性会議 NGO フォーラム開催</li> </ul>
1996 (平成 8 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年 (西暦 2000 年) 度までの国内行動計画」策定</li> <li>「母体保護法」成立 (優生保護法改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの商業的な性的搾取に関する世界会議開催 (ストックホルム)</li> </ul>
1997 (平成 9 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正 (1999 年 4 月施行)</li> <li>労働基準法の女子保護規定の廃止が決定</li> <li>「男女共同参画審議会設置法」成立</li> <li>「介護保険法」公布</li> </ul>	
1998 (平成 10 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中央省庁等改革基本法」成立</li> <li>「労働基準法」一部改正</li> <li>「改正男女雇用機会均等法」一部施行 (母性健康管理関係)</li> </ul>	
1999 (平成 11 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「育児・介護休業法」全面施行</li> <li>「食料・農業・農村基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際高齢者年</li> <li>「女子差別撤廃条約選択議定書」採択</li> </ul>
2000 (平成 12 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法、児童虐待防止法、ストーカー行為規制法施行</li> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性 2000 年会議」開催「政治宣言」「成果文書」採択 (ニューヨーク)</li> </ul>
2001 (平成 13 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画会議」設置</li> <li>内閣府に「男女共同参画局」設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法) 成立・第 1 回男女共同参画週間</li> <li>「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際ボランティア年</li> </ul>
2002 (平成 14 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催</li> <li>少子化対策プラス 1 を提</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行</li> </ul>	
2003 (平成 15 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告審議</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>	
2004 (平成 16 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性国家公務員の採用</li> <li>登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>	
2005 (平成 17 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について答申</li> <li>「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」閣議決定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 49 回国連婦人の地位委員会 (北京+10) 閣僚級会合 (ニューヨーク)</li> </ul>
2006 (平成 18 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	
2007 (平成 19 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</li> <li>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ</li> <li>「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	

年	日本の動き	世界の動き
2008 (平成 20 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>	
2009 (平成 21 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画シンボルマーク決定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議</li> </ul>	
2010 (平成 22 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・APEC 第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合・第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)</li> </ul>
2011 (平成 23 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・UN Women 正式発足</li> </ul>
2012 (平成 24 年)		
2013 (平成 25 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</li> <li>・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。</li> </ul>	
2014 (平成 26 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>
2015 (平成 27 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2015」決定</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択</li> <li>・第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催(ニューヨーク)</li> <li>・第3回国連防災会議開催(仙台) 「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択</li> </ul>
2016 (平成 28 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第7・8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表</li> </ul>
2017 (平成 29 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」の改正</li> </ul>	
2018 (平成 30 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布・施行</li> </ul>	

## 用語解説

(※五十音順)

用語	解説
育児・介護休業法	1991年に成立した育児休業法が、1995年に育児・介護休業法として改正された。その後、2009年の改正で、短時間勤務制度や父親も子育てができる働き方の実現が盛り込まれた。2017年から、育児・介護休業を利用した労働者に対して、上司や同僚からの嫌がらせを防止するための環境整備が事業主に義務付けられた。
イクボス	男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。
イクメン	進んで育児休暇を取得するなど子育てを積極的に行う男性や育児を楽しみ自らも成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいう。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育て一段落すると再び労働市場に参入する特徴があるため。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

用語	解説
ジェンダーフリー	生殖能力や身体的機能の違いではなく、「男らしさ、女らしさ」というような、文化や社会によって後天的につくられた性差をジェンダーといい、それらにとらわれないことを「ジェンダーフリー」という。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54(1979)年に国際連合(国連)の第34回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、昭和60(1985)年に批准。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成19(2007)年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22(2010)年6月には、一層の取組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。
ストーカー行為	「ストーカー行為」とは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。ストーカー事件の多発を受け、平成12(2000)年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。
性自認	自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる。性自認が生物学的な性別と一致しない人や、どちらの性別にも違和感を感じる人をトランスジェンダーと呼ぶ。



用語	解説
性的マイノリティ	<p>同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。</p> <p>「セクシャルマイノリティ」「性的少数者」ともいう。</p>
セクシュアル・ハラスメント	<p>職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。</p> <p>職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与え、学習環境を悪化させることをいう。</p>
第3次男女共同参画基本計画	<p>男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、平成22(2010)年7月、「男女共同参画会議」の答申を踏まえ、同年12月17日閣議決定された。第1次計画(平成12(2000)年)、第2次計画(平成17(2005)年)に続く第3次の計画で、15の重点分野を設定。</p>
ダイバーシティ (ダイバーシティ社会)	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、平成11(1999)年に公布・施行。</p>
男女共同参画社会	<p>平成11年6月施行の「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会と示されている。</p>

用語	解説
男女雇用機会均等法	<p>昭和47年7月に「勤労婦人福祉法」として公布され、昭和61年と平成11年4月に改題施行されました。平成11年4月の改正施行により、雇用の場における募集・採用・配置・昇進などについての男女平等の確保が、従来の努力義務規定から禁止規定へと強化され、違反に対して企業名を公表できるようになった。</p> <p>また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられた。</p>
地域（地域コミュニティ）	<p>住民の身近な生活圏域のこと。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定される。</p>
配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））	<p>夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」という。</p>
パワー・ハラスメント	<p>職場のパワー・ハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。</p>
マタニティ・ハラスメント	<p>働く女性の妊娠・出産・育児をきっかけに、職場の上司や同僚などが行う嫌がらせなど、就業環境を害する言動のほか、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。</p>
UN Women	<p>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の4機関（女性の地位向上部(DAW)、国際女性調査訓練研修所(INSTRAW)、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)、国連女性開発基金(UNIFEM)）を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。平成23（2011）年1月から活動を開始。日本事務所が堺市に設置されている。</p>



## いしかわ男女共同参画プラン（令和元年度改定）

令和2年3月

編集・発行／石川町 保健福祉課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の4

☎0247-26-2111

---

---